

かごしま外国人材受入活躍推進戦略 改訂(素案)



鹿児島県

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 戦略改訂の趣旨 | 1 |
| (1) 経緯 | 1 |
| (2) 改訂の趣旨 | 1 |
| (3) 戦略の対象期間 | 2 |
| 2 本県における外国人労働者を巡る現状と課題 | 3 |
| (1) 雇用環境の現状 | 3 |
| (2) 外国人労働者の受入状況 | 7 |
| (3) 送り出し国についての現状 | 16 |
| (4) 本県における今後の外国労働者の受入れ見込み | 26 |
| (5) 外国人材に係るこれまでの取組 | 29 |
| (6) 外国人材の雇用にあたっての課題 | 37 |
| 3 取組の方向性 | 51 |
| (1) 外国人材の安定的な確保 | 51 |
| (2) 外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備 | 51 |
| (3) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進 | 51 |
| 4 今後の施策展開 | 52 |
| (1) 外国人材の確保 | 52 |
| ① 送り出し国との関係構築 | 52 |
| ② 高度外国人材の確保 | 61 |
| ③ 外国人留学生等の県内就職の促進 | 61 |
| ④ 業界団体等と連携した外国人材の確保・受入の促進 | 61 |
| ⑤ 本県の魅力のPR | 65 |
| (2) 外国人材に対する支援 | 66 |
| ① 相談体制の充実 | 66 |
| ② 防災、医療体制等の構築支援 | 66 |
| ③ 外国人材が住みやすい生活・環境整備 | 66 |
| ④ 外国人材の家族等に対する教育支援 | 67 |
| ⑤ 外国人材が入居できる住宅の確保 | 67 |
| (3) 事業者等に対する支援・連携強化 | 68 |
| ① 県内監理団体及び登録支援機関のネットワーク構築 | 68 |
| ② 外国人材と地域との交流促進 | 68 |
| ③ 外国人材の技能習得等に対する支援 | 68 |
| ④ 日本語教育の支援 | 68 |
| ⑤ 企業向け相談体制の充実や制度理解の促進 | 68 |
| (4) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進 | 69 |
| ① 外国人材と地域との交流促進 | 69 |
| ② 外国人が暮らしやすい地域社会づくりの充実強化 | 69 |
| (5) 国・市町村・関係機関との連携 | 71 |
| ① 国と連携した労働関係法令の遵守などの事業者への理解促進 | 71 |
| ② 鹿児島県開発促進協議会等による国への要望活動 | 71 |
| ③ 外国人材の安定的な確保、受入・定着に向けた市町村等との連携強化 | 71 |

1 戦略改訂の趣旨

(1) 経緯

- ・ 本県では、生産年齢人口の減少を背景に外国人材が増加していたことから、県においては、外国人材の安定的な受入体制の整備に取り組み、もって県内の人手不足の緩和、産業の活性化を図るための取組の指針として、令和2(2020)年3月に「かごしま外国人材受入活躍推進戦略」を策定し、これまでの5年間、経済・業界団体、監理団体、有識者、市町村等と連携を図りながら、外国人材が安心して働き暮らせる環境づくりを推進しています。
- ・ 本戦略に基づき、県の施策に対する御意見等を伺うことや関係機関の連携強化を図ることを目的に、経済・業界団体や有識者等で構成される「かごしま外国人材受入活躍推進会議」を新たに設置しました。また、外国人材の安定的な受入体制の整備を図るため、送り出し国との関係強化や受入事業者に対する支援等を行うとともに、外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備のため、外国人相談窓口の設置等に取り組んでいます。

(2) 改訂の趣旨

- ・ 戦略策定時に、約 8,400 人だった県内の外国人労働者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための入国制限の影響により、その増加幅が縮小したものの、令和4(2022)年 10 月に入国制限が解除されてからは大幅に増加し、令和5(2023)年 10 月には、過去最高の 12,015 人となっています。
- ・ 県内では少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等による人手不足が深刻化しています。本県の実年齢人口は、直近の令和5(2023)年には約 79.7 万人であり、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 12(2030)年までに約4万人が減少し、約 75.7 万人になることが見込まれています。
- ・ 全国的な人手不足が課題となる中、国においては、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な産業分野における労働力の確保を目的として、令和元(2019)年に新たな在留資格として特定技能が創設された。その後、在留期限更新に制限がなく、家族帯同も認められる特定技能2号の創設や、対象分野の拡大がなされており、令和 11(2029)年までに 82 万人の受入れ見込数が設定されています。
- ・ また、日本と送り出し国が技能実習生や特定技能外国人を適正かつ円滑に送出し・受入れ等を行うため、国は「技能実習に関する二国間取決め」を平成 29(2017)年のベトナムを皮切りに、直近では令和6(2024)年 10 月に東ティモールと締結しており、現在 16カ国となっています。「特定技能に関する二国間の協力覚書」は、令和元(2019)年のフィリピンを皮切りに、直近では令和6(2024)年8月にタジキスタン共和国と締結しており、現在 17カ国となっています。締結国は、東南アジアや東アジアに加え、中央アジアの国へも広がっています。

- ・ さらに、国においては、令和5(2023)年に、高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進し、令和15(2033)年までに外国人留学生の受入数を40万人にする目標を掲げています。また、外国人留学生の定着率の向上を図るため、留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備を進めることとしています。
- ・ 本県においても、少子高齢化や生産年齢人口の減少等により、今後も人手不足が見込まれる中、外国人材需要への対応や、外国人児童生徒の増加に伴う受入体制の整備、大規模災害における外国人への対応などが求められています。
- ・ 県内で働く外国人材の約半数が技能実習制度により在留資格を取得していますが、国は同制度に代わる新たな在留資格として、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労を創設し、令和9(2027)年までに施行することとしています。育成就労制度においては、一定の要件を満たす場合には、本人意向による転籍が可能とされていることから、県内の外国人労働者が賃金水準の高い都市部へ流出することが懸念されています。
- ・ さらには、国内各地はもとより、韓国や台湾などの近隣国も外国人労働者の受入れ拡大を図っており、外国人材確保に関する競争が激化してきていることに加え、円安により日本で働くことの魅力が薄れつつあります。今後も外国人材に選ばれる鹿児島であるためには、国の動きに呼応しながら、必要な施策をスピード感をもって着実に進めていくことが求められています。
- ・ 令和6(2024)年2月で戦略策定から5年が経過し、この間、外国人材に係る国際的な状況変化や国内の制度改正など、外国人材を取り巻く環境の変化等を踏まえ、外国人材の更なる受入・定着に向け、外国人材の安定的な確保や外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備等の取組をより一層推進することを目的に本戦略を改訂することとします。

(3) 戦略の対象期間

- ・ 戦略の対象期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。なお、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

2 本県における外国人労働者を巡る現状と課題

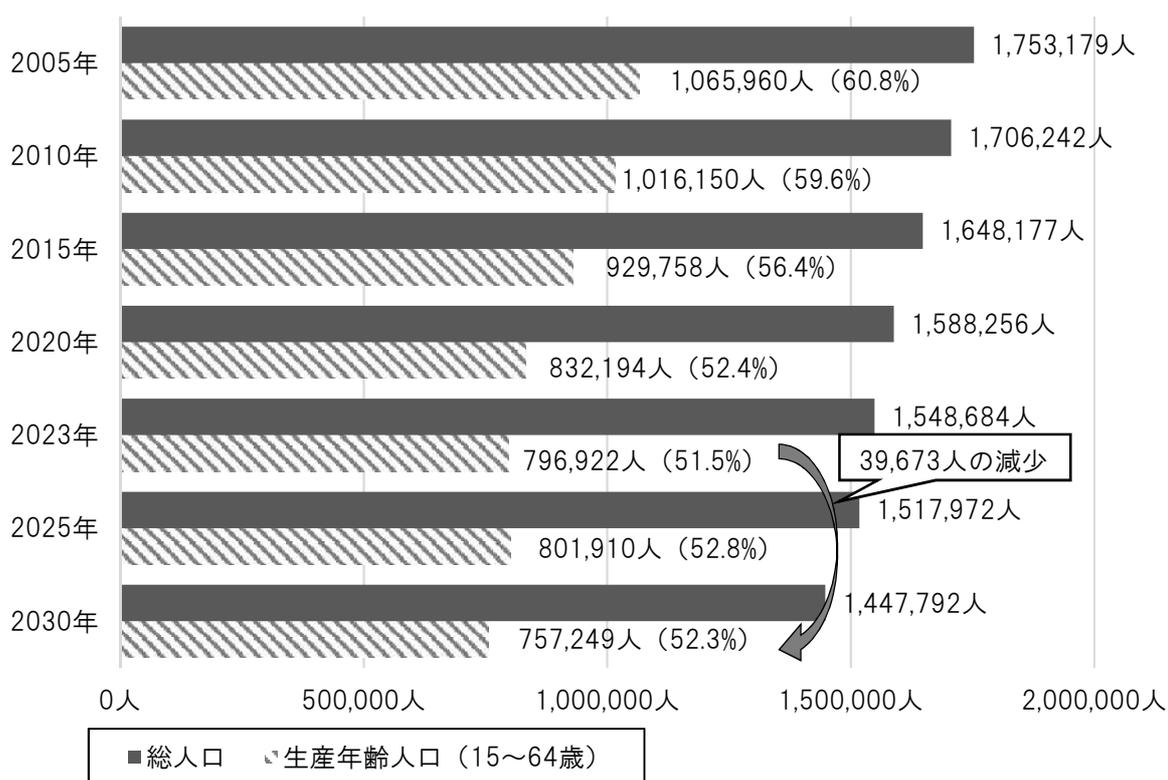
(1) 雇用環境の現状

ア 生産年齢人口の減少

- ・ 本県の生産年齢人口(15～64歳)は、2015年に100万人を下回り、2023年には約79.7万人に減少している。(図表1)
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の生産年齢人口(15～64歳)は今後も減少が続き、2030年には、2023年の県の推計値より約4万人減少し、75.7万人となる見通しとなっている。(図表1)
- ・ また、(公財)九州経済調査協会によると、2030年の本県の労働需要は、83万人に対し、労働供給は77万人とされており、6.7万人不足すると推計されている。(図表2)

【図表1：本県の総人口と生産年齢人口の推移】

(単位：人)



出典

- ・2005年～2020年：国勢調査
- ・2023年：鹿児島県推計人口
- ・2025年～2030年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和5(2023)年推計

【図表2:九州地域の県別人手不足数】

(単位:万人, %)

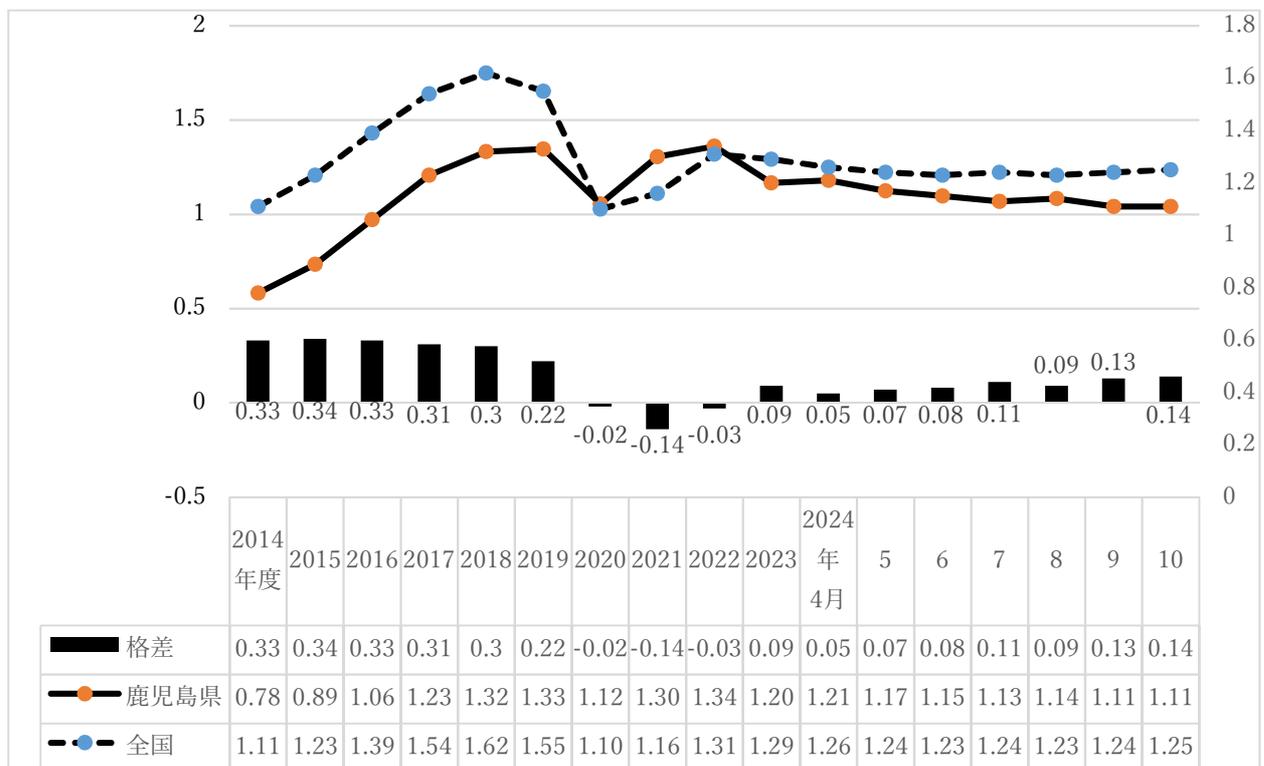
| | 全国 | 南関東 | 九州地域 | 福岡県 | 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 沖縄県 | 山口県 |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 2030年 労働需要 | 6,679 | 1,973 | 810 | 265 | 46 | 68 | 94 | 58 | 57 | 83 | 71 | 68 |
| 2030年 労働供給 | 6,337 | 1,900 | 761 | 253 | 43 | 61 | 88 | 55 | 53 | 77 | 66 | 65 |
| 2030年 人手不足(a) | ▲341.5 | ▲72.9 | ▲49.5 | ▲11.6 | ▲3.1 | ▲6.2 | ▲6.5 | ▲3.3 | ▲4.0 | ▲6.7 | ▲5.2 | ▲3.0 |
| 2030年 生産年齢人口(b) | 7,076 | 2,216 | 801 | 284 | 41 | 62 | 87 | 55 | 50 | 73 | 85 | 66 |
| a/b*100 | 4.8 | 3.3 | 6.2 | 4.1 | 7.6 | 10.0 | 7.5 | 5.9 | 7.9 | 9.2 | 6.1 | 4.5 |

出典:(公財)九州経済調査協会「九州経済白書 2024」を基に作成

イ 有効求人倍率の推移

- ・ 鹿児島労働局によると、本県における有効求人倍率(季節調整値)は、2016年度に1倍を上回り、コロナ禍前の2018年度、2019年度は、1.3倍以上の高い水準で推移した。(図表3)
- ・ 2020年度には新型コロナウイルス感染症の拡大による景気減退の影響を受け、有効求人倍率は減少したものの、2021年度、2022年度には、経済社会活動が活発化する中、有効求人倍率は1.3倍台となり、長期的に人手不足の状態が続いたが、2023年度には、1.2倍と一服感がみられた。(図表3)
- ・ 2024年10月時点において、有効求職者数(季節調整値)34,078人に対して有効求人数(季節調整値)は37,734人であり、有効求人倍率(季節調整値)は1.11倍となっている。

【図表3:有効求人倍率(季節調整値)の推移】(2024年10月時点)



出典:鹿児島労働局「鹿児島の雇用失業情勢」(令和6年10月分)を基に作成

ウ 職業別有効求人倍率の状況

- ・ 鹿児島労働局によると、2024年10月の職業別有効求人倍率は図表4のとおりとなっている。有効求人数のボリュームや有効求人倍率の状況から、特に人手不足が顕著な業種として、建設関係、介護、飲食物調理、接客・給仕、農林漁業、製造業関係、輸送・機械運転などが挙げられる。(図表4)

【図表4:職業別有効求人倍率】(2024年10月時点)

| 職業 | 有効求職 | 有効求人 | 有効求人倍率 | |
|--------------|-----------------------|-------|--------|------|
| 専門的・技術的職業 | 製造技術者(開発) | 57 | 69 | 1.21 |
| | 建築・土木・測量技術者 | 156 | 1,205 | 7.72 |
| | 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 | 81 | 219 | 2.70 |
| | 保健師、助産師、看護師 | 1,431 | 2,698 | 1.89 |
| | 医療技術者 | 370 | 983 | 2.66 |
| | 社会福祉専門従事者 | 1,129 | 2,363 | 2.09 |
| 事務的職業 | 生産関連事務従事者 | 109 | 149 | 1.37 |
| | 営業・販売関連事務従事者 | 176 | 277 | 1.57 |
| | 外勤事務従事者 | 7 | 9 | 1.29 |
| | 運輸・郵便事務従事者 | 26 | 101 | 3.88 |
| 販売の職業 | 商品販売従事者 | 1,244 | 2,429 | 1.95 |
| | 営業職業従事者 | 408 | 1,108 | 2.72 |
| サービスの職業 | 家庭生活支援サービス職業従事者 | 9 | 10 | 1.11 |
| | 介護サービス職業従事者 | 1,276 | 3,190 | 2.50 |
| | 保健医療サービス職業従事者 | 235 | 751 | 3.20 |
| | 生活衛生サービス職業従事者 | 201 | 495 | 2.46 |
| | 飲食物調理従事者 | 1,108 | 2,062 | 1.86 |
| | 接客・給仕職業従事者 | 584 | 1,435 | 2.46 |
| 保安職業従事者 | 保安職業従事者 | 162 | 679 | 4.19 |
| 農林漁業従事者 | 農林漁業従事者 | 469 | 834 | 1.78 |
| 生産工程従事者 | 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) | 60 | 105 | 1.75 |
| | 製品製造・加工処理従事者(金属製品) | 163 | 381 | 2.34 |
| | 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) | 893 | 1,700 | 1.90 |
| | 機械整備・修理従事者 | 174 | 621 | 3.57 |
| | 製品検査従事者(金属製品を除く) | 27 | 79 | 2.93 |
| | 機械検査従事者 | 82 | 86 | 1.05 |
| 輸送・機械運転従事者 | 鉄道運転従事者 | 2 | 16 | 8.00 |
| | 自動車運転従事者 | 666 | 1,262 | 1.89 |
| | 定置・建設機械運転従事者 | 145 | 355 | 2.45 |
| 建設・採掘従事者 | 建設躯体工事従事者 | 50 | 331 | 6.62 |
| | 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) | 121 | 448 | 3.70 |
| | 電気工事従事者 | 128 | 276 | 2.16 |
| | 土木作業従事者 | 202 | 936 | 4.63 |
| | 採掘従事者 | 4 | 13 | 3.25 |
| 運輸・清掃・包装等従事者 | 運搬従事者 | 781 | 958 | 1.23 |
| | 清掃従事者 | 923 | 1,103 | 1.20 |
| | 包装従事者 | 145 | 151 | 1.04 |

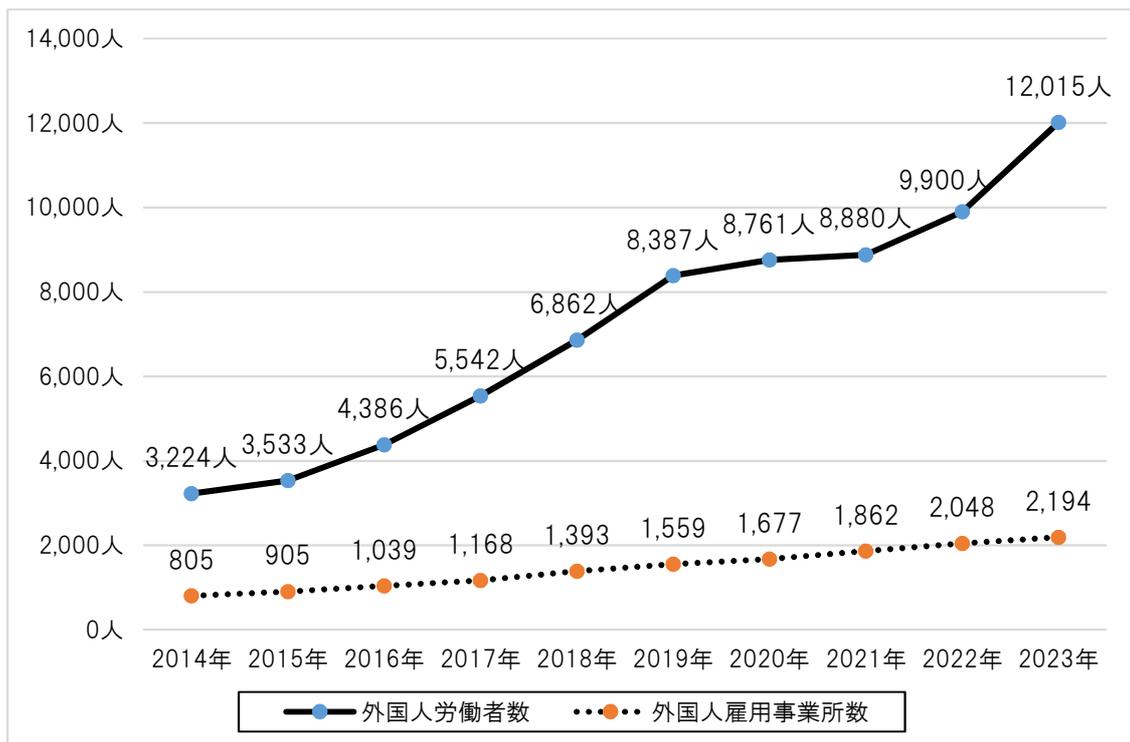
出典:鹿児島労働局「職業別常用有効求人・有効求職状況」(2024年10月時点)を基に有効求人倍率が1倍より大きい職業を抽出し作成

(2) 外国人労働者の受入状況

ア 県内の外国人労働者数及び外国人雇用事業所の推移

- ・ 人手不足を補う形で外国人労働者が増加しており、鹿児島労働局によると、外国人労働者数は12,015人で過去最多となっており、2014年の3,224人から3.7倍、2019年の8,387人から1.4倍に増加している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人の入国が制限された2020年から2022年においても微増、入国制限が解除された2023年は大幅に増加している。(図表5)
- ・ また、外国人雇用事業所数は2,194事業所であり、2019年の1,559事業所から1.4倍に増加している。(図表5)
- ・ 事業所規模別の外国人雇用事業所数は、30人未満が1,279事業所、30人～99人が556事業所、100人～499人が294事業所、500人以上が62事業所であり、全体の58.3%が30人未満の事業所である。(図表6)

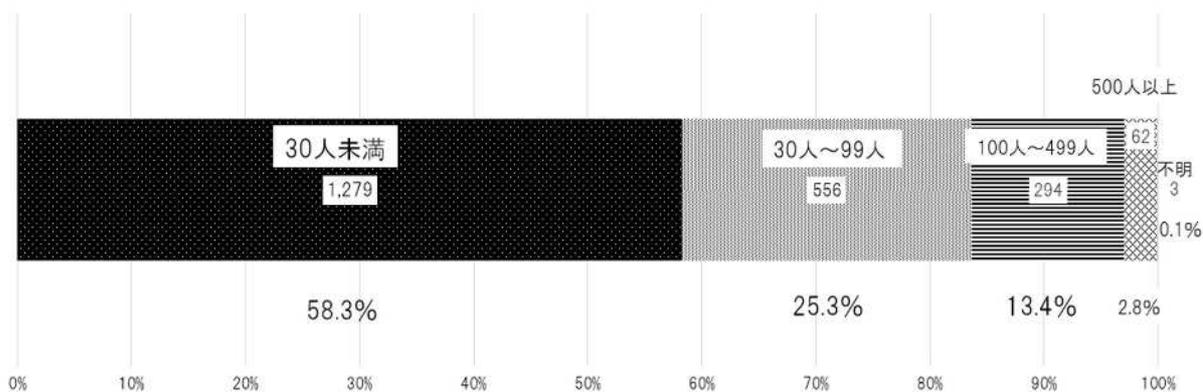
【図表5: 県内の外国人労働者数及び外国人雇用事業所数】(各年10月末時点)



出典:鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況一覧』(各年10月末時点)を基に作成

【図表6:事業所規模別外国人雇用事業所数】(2023年10月末時点)

(単位:事業所)

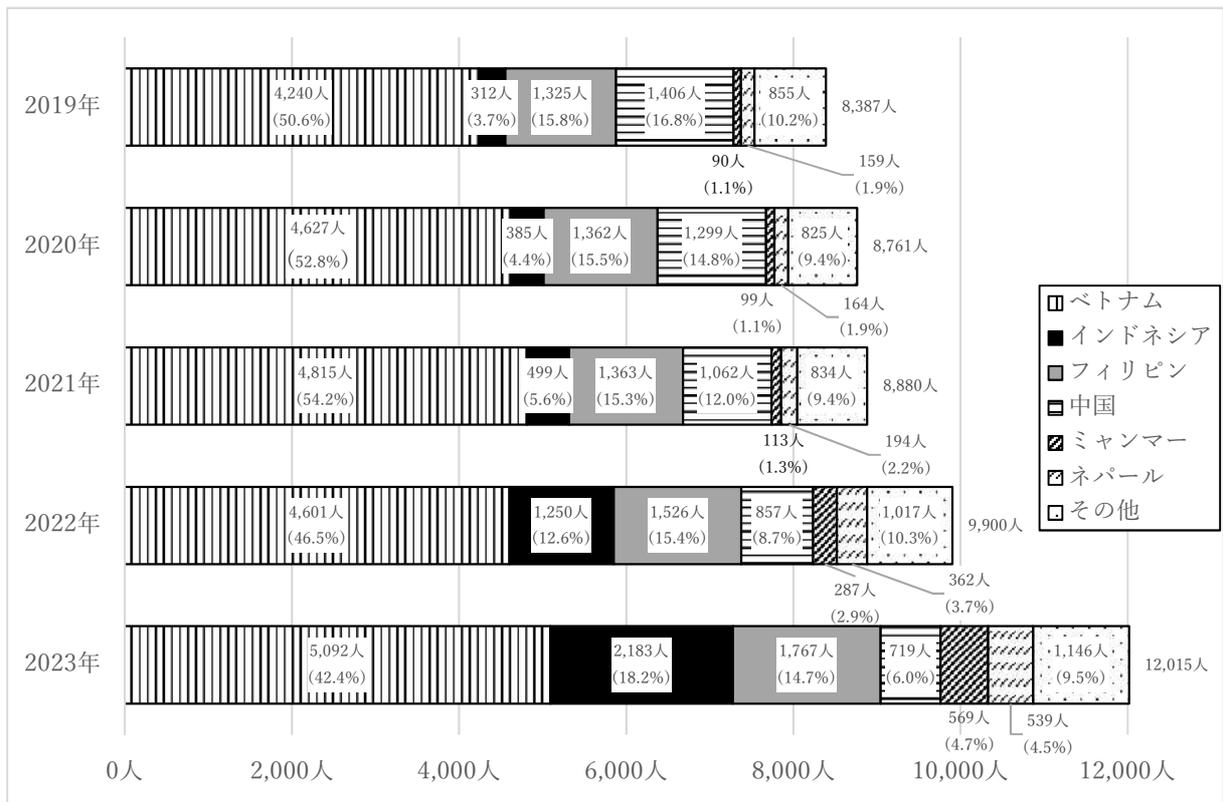


出典:鹿児島労働局『「外国人雇用状況」の届出状況一覧』(2023年10月末時点)を基に作成

イ 国籍別外国人労働者数

- ・ 2023年の外国人労働者数の国籍別内訳は、ベトナムが5,092人(構成比42.4%)で最多であり、続いてインドネシア2,183人(同18.2%)、フィリピン1,767人(同14.7%)、中国719人(同6.0%)などとなっている。(図表7)
- ・ 近年は特にインドネシアの増加が顕著であり、2019年の312人から、2023年には2,183人に増加(7.0倍)しているほか、ミャンマーなども増加傾向にある。(図表7)

【図表7:国籍別外国人労働者数推移】(各年10月末時点)



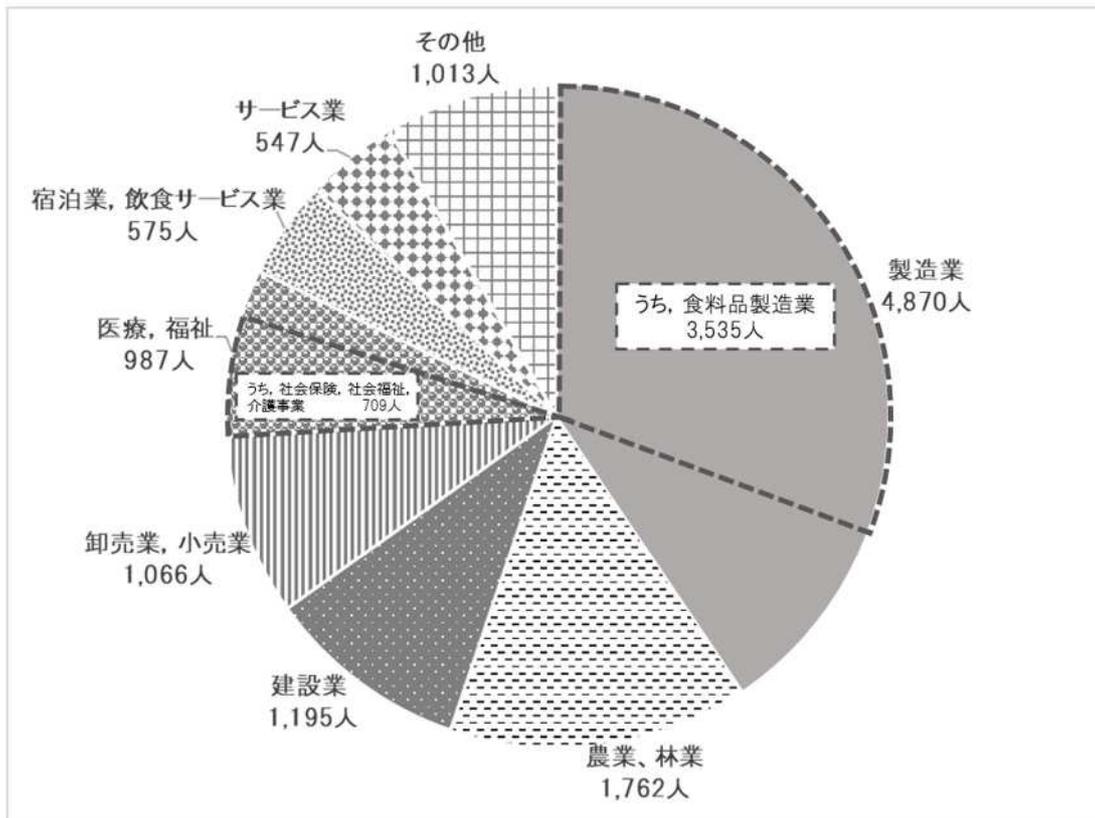
(単位:人)

出典:鹿児島労働局『「外国人雇用状況」の届出状況一覧』(2023年10月末時点)を基に作成

ウ 産業別外国人労働者数

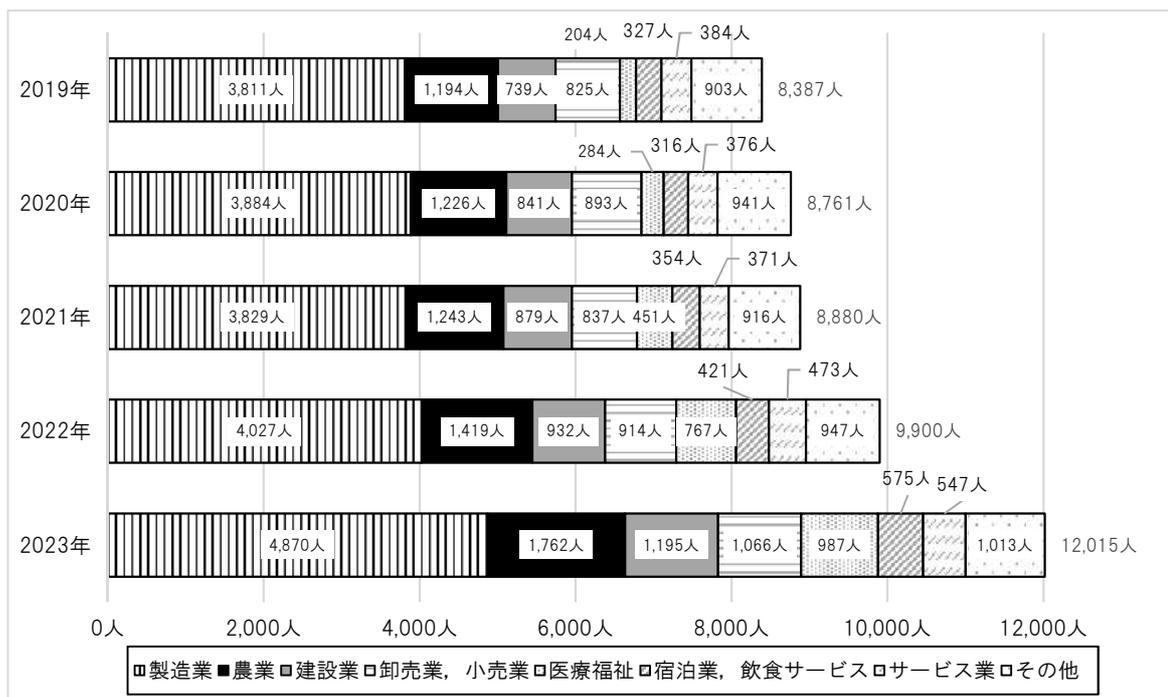
- ・ 2023年10月末現在の外国人労働者数12,015人について主な産業別に内訳を見ると、最も多いのは製造業で4,870人が従事しており、そのうち3,535人が食料品製造業に従事している。このほかの業種では、農業・林業に1,762人、建設業に1,195人、卸・小売業に1,066人、医療・福祉に987人などとなっている。(図表8)

【図表8:産業別外国人労働者数の割合】(2023年10月末時点)



出典：鹿児島労働局『「外国人雇用状況」の届出状況一覧』(2023年10月末時点)を基に作成

【図表9:産業別外国人労働者数の推移】(各年10月末時点)

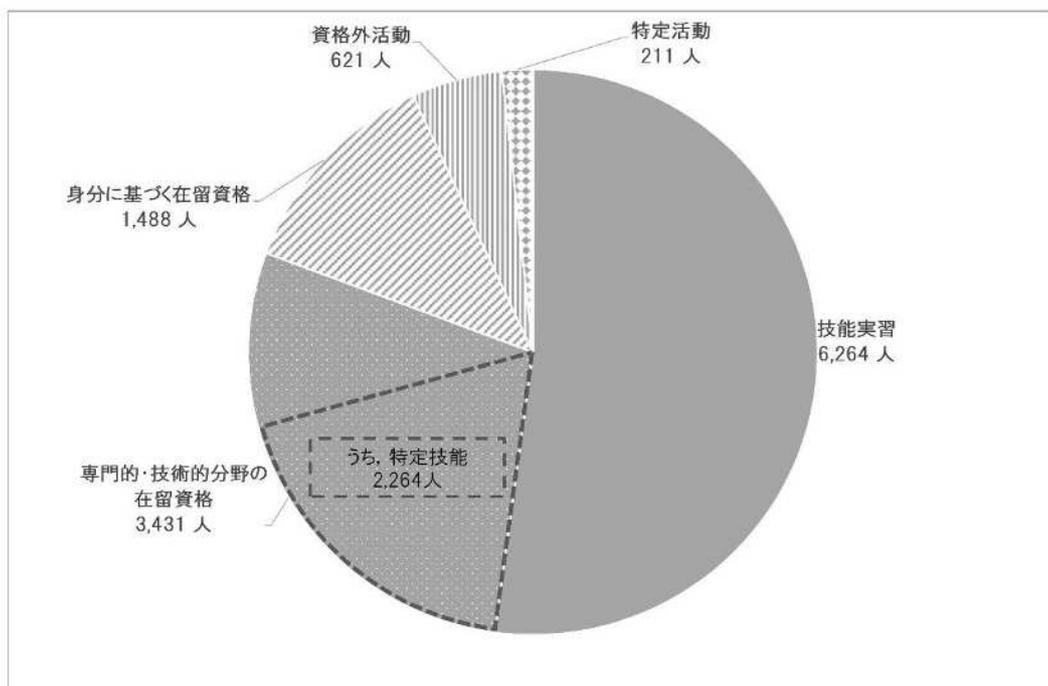


出典:鹿児島労働局『「外国人雇用状況」の届出状況一覧』(各年10月末時点)を基に作成

エ 在留資格別外国人労働者数

- ・ 2023年10月末時点の本県外国人労働者数12,015人のうち、在留資格別で最も多いのは「技能実習」の6,264人で、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」が3,431人（うち、「特定技能」は2,264人）、「身分に基づく在留資格」が1,488人となっている。（図表10）
- ・ 「技能実習」の在留資格は、外国人労働者全体の半数以上を占めており、多くの技能実習生が本県で働いている。（図表10）
- ・ 「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、2019年に創設された「特定技能」は、同年以降大幅に増加しており、2023年は2,264人となっている。（図表11）

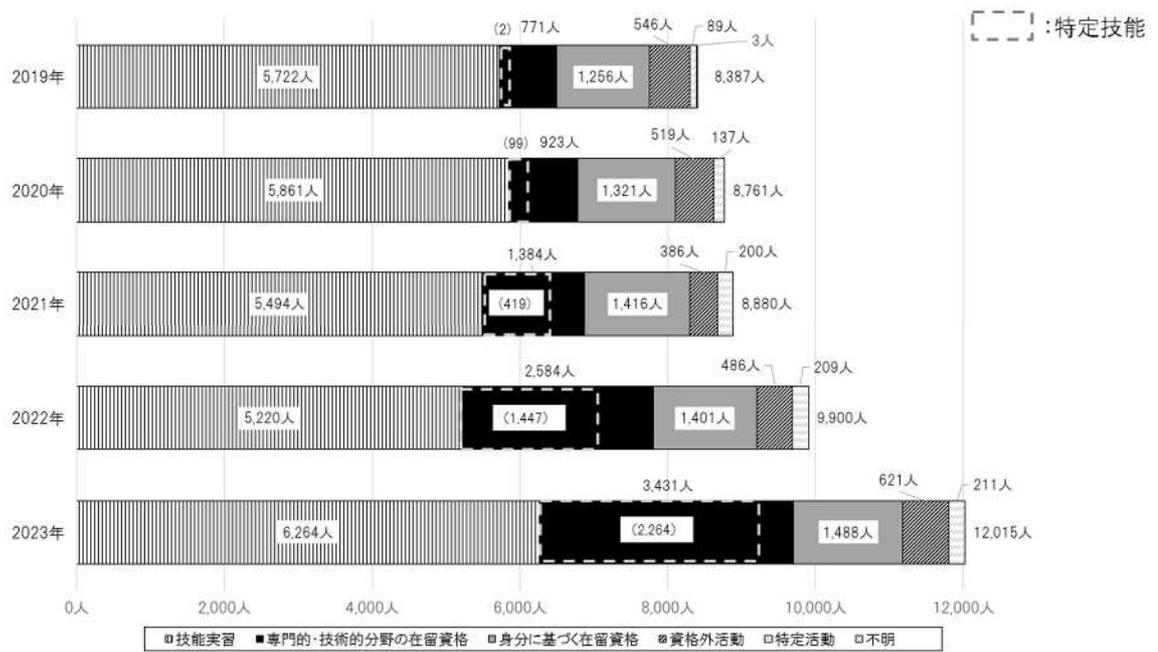
【図表10:在留資格別外国人労働者数の割合】(2023年10月末時点)



出典：鹿児島労働局「外国人雇用状況」の届出状況一覧(各年10月末時点)を基に作成

【図表 11: 在留資格別外国人労働者数の推移】(2023 年 10 月末時点)

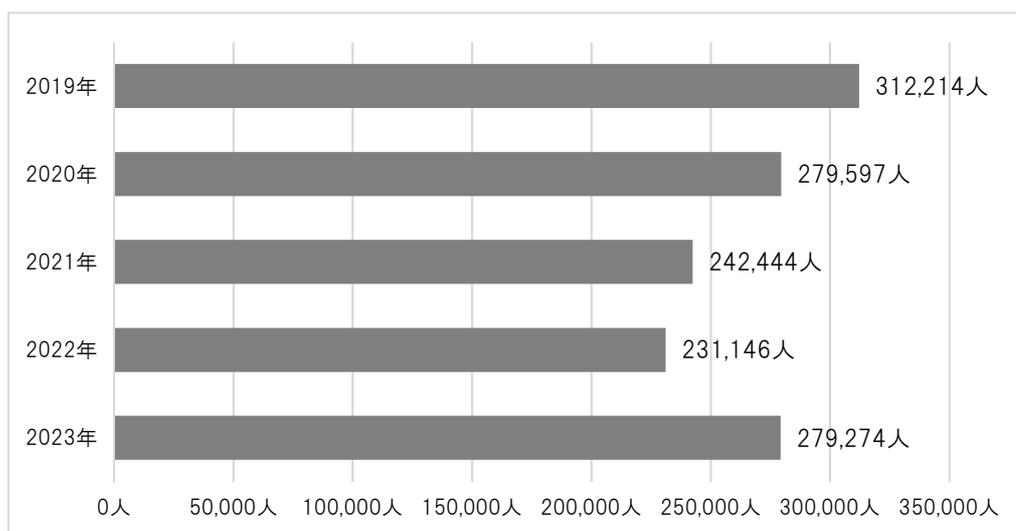
出典: 鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況一覧』(各年 10 月末時点)を基に作成



オ 留学生の数

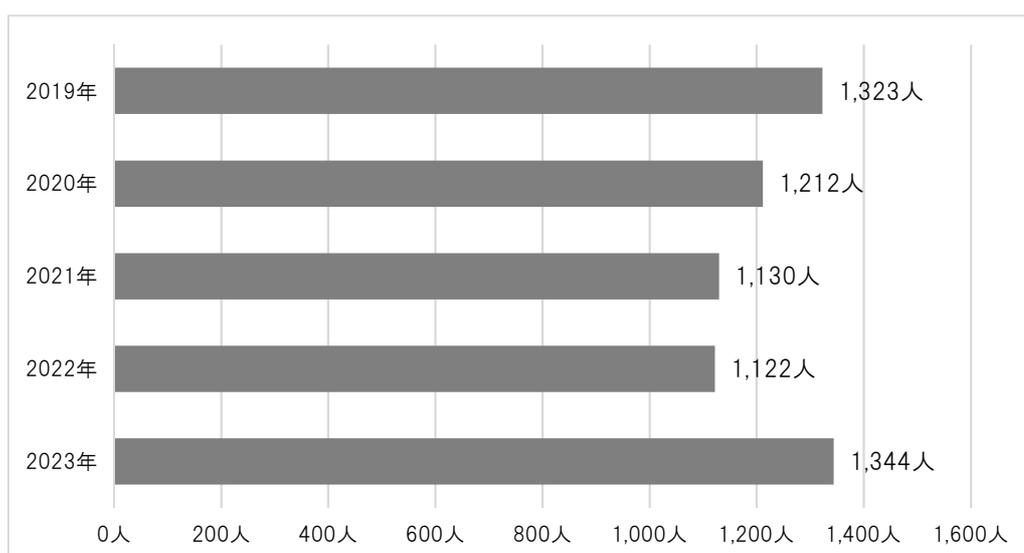
- ・ 2023年5月1日現在における全国の留学生数は、279,274人で、本県は、1,344人である。2019年5月1日現在における全国の留学生数は312,214人で、本県は1,323人である。(図表12, 13)
- ・ 2020年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための入国制限の影響を受け、留学生数は減少したものの、2023年には、全国の留学生数は2020年と同水準、本県の留学生数は2019年と同水準まで回復してきている。

【図表12: 留学生数の推移(全国)】(各年5月1日現在)



出典: 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」(各年5月1日)を基に作成

【図表13: 留学生数の推移(県内)】(各年5月1日現在)



出典: 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」(各年5月1日)を基に作成

カ 外国人の子供の数及び就学状況

- ・ 文部科学省の「外国人の子供の就学状況等調査」によると、2023年5月1日時点で、全国の学齢相当の外国人の子供の数は、150,263人となっており、うち128,338人が小中学校等へ就学し、2019年よりも増加している。
- ・ また、本県の学齢相当の外国人の子供の数は203人となっており、うち196人が県内の小中学校等に就学しており、2019年よりも増加している。
(図表14)

【図表14:外国人の子供の就学状況】(各年5月1日時点)

(単位:人)

| | 年度 | 外国人の子供の数 (学齢相当) | 就学者数 | 不就学者数 | 出国・転居 (予定を含む) | 就学状況確認できず | その他 |
|------|------|--------------------|---------------------|----------------|------------------|------------------|---------------|
| 鹿児島県 | 2023 | 203 | 196 (96.55%) | 1 (0.49%) | 4 (1.97%) | 2 (0.99%) | 0 |
| | 2019 | 161 | 144 (89.44%) | 2 (1.24%) | 11 (6.83%) | 4 (2.48%) | - |
| 全国 | 2023 | 150,263 | 138,232 (96.0%) | 970 (0.65%) | 3,833 (2.55%) | 7,199 (4.79%) | 29 (0.02%) |
| | 2019 | 113,698 | 101,393 (89.18%) | 630 (0.55%) | 3,017 (2.65%) | 8,658 (7.61%) | - |

(注:構成比は小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計しても100.0とはならない)

出典:文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」(各年5月1日)を基に作成

【参考:在留外国人数(15歳以下)】

(単位:人)

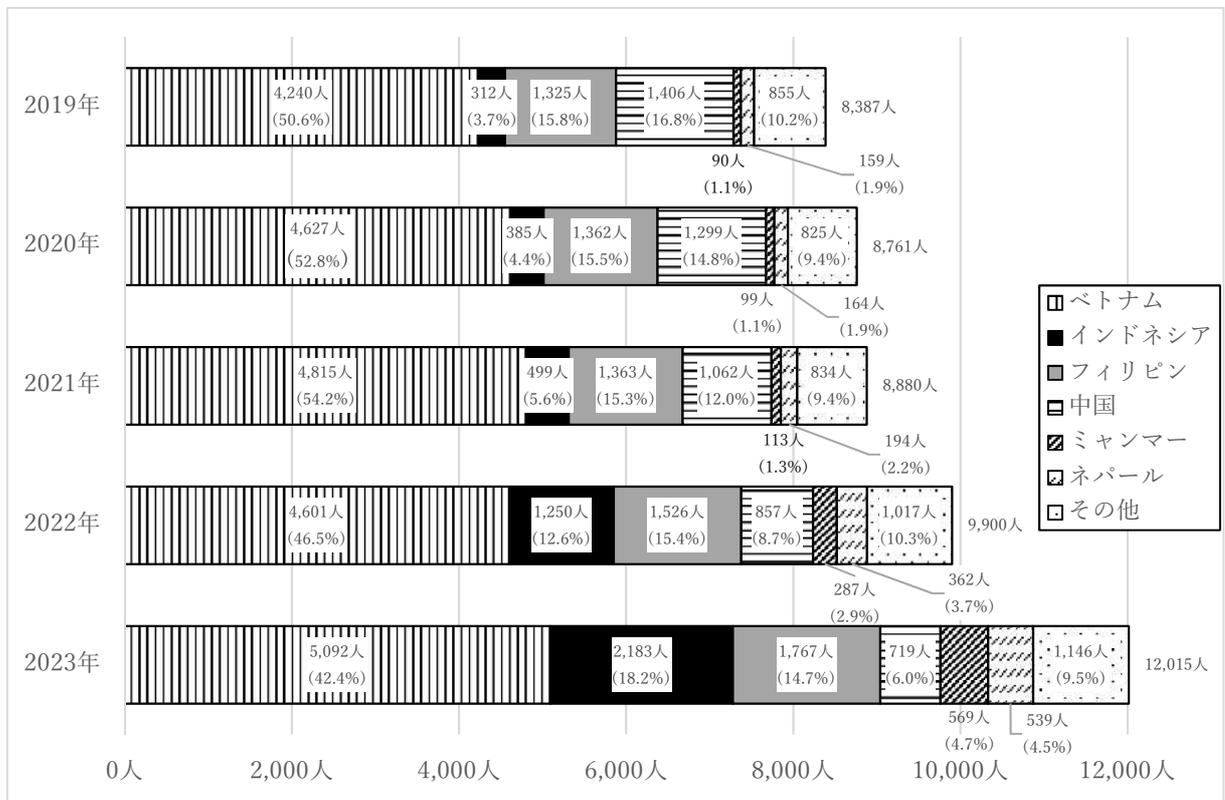
| | 年度 | 在留外国人数 |
|------|------|---------|
| 鹿児島県 | 2023 | 398 |
| | 2019 | 337 |
| 全国 | 2023 | 286,451 |
| | 2019 | 251,437 |

出典:法務省「在留外国人統計」(各年6月末時点)を基に作成

(3) 送り出し国についての現状

- これまで県においては、ベトナムとの関係強化を図ってきたほか、インドネシア、フィリピンの駐日大使館や領事館、現地送り出し機関、ミャンマーの現地送り出し機関と連携を図りながら、外国人材の確保に向けた取組を行ってきたところである。
- 2019年に、ベトナム人が全体の約半数を占めてきたが、ベトナムの経済発展に伴い日本との賃金格差が縮まったことや、円安による給与の目減り等の理由から、2022年には、ベトナム人の占める割合が全体の半数を割り、以降、減少傾向となっている。一方、インドネシア、フィリピン、ミャンマーなどからの外国人材は、増加している。(図表 15)

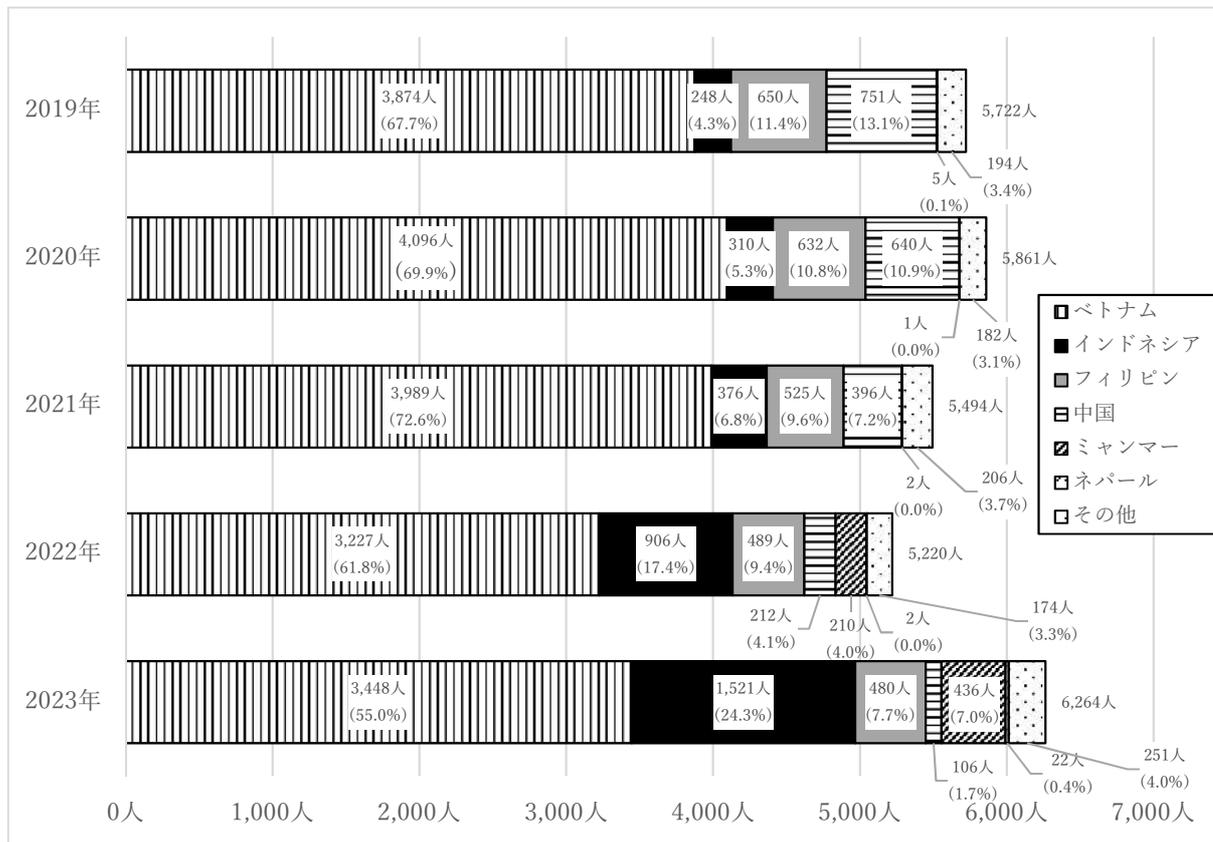
【図表 15: 国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】(各年 10 月末時点)



出典: 鹿児島労働局『「外国人雇用状況」の届出状況表一覧』(各年 10 月末時点)

- ・「技能実習」についても、2019年に、全体の約半数以上を占めてきたベトナムの割合が減少傾向にある一方で、インドネシア、ミャンマーの割合は増加している。(図表 16)

【図表 16:国籍別(上位6か国)外国人技能実習生数の推移】(各年 10 月末時点)

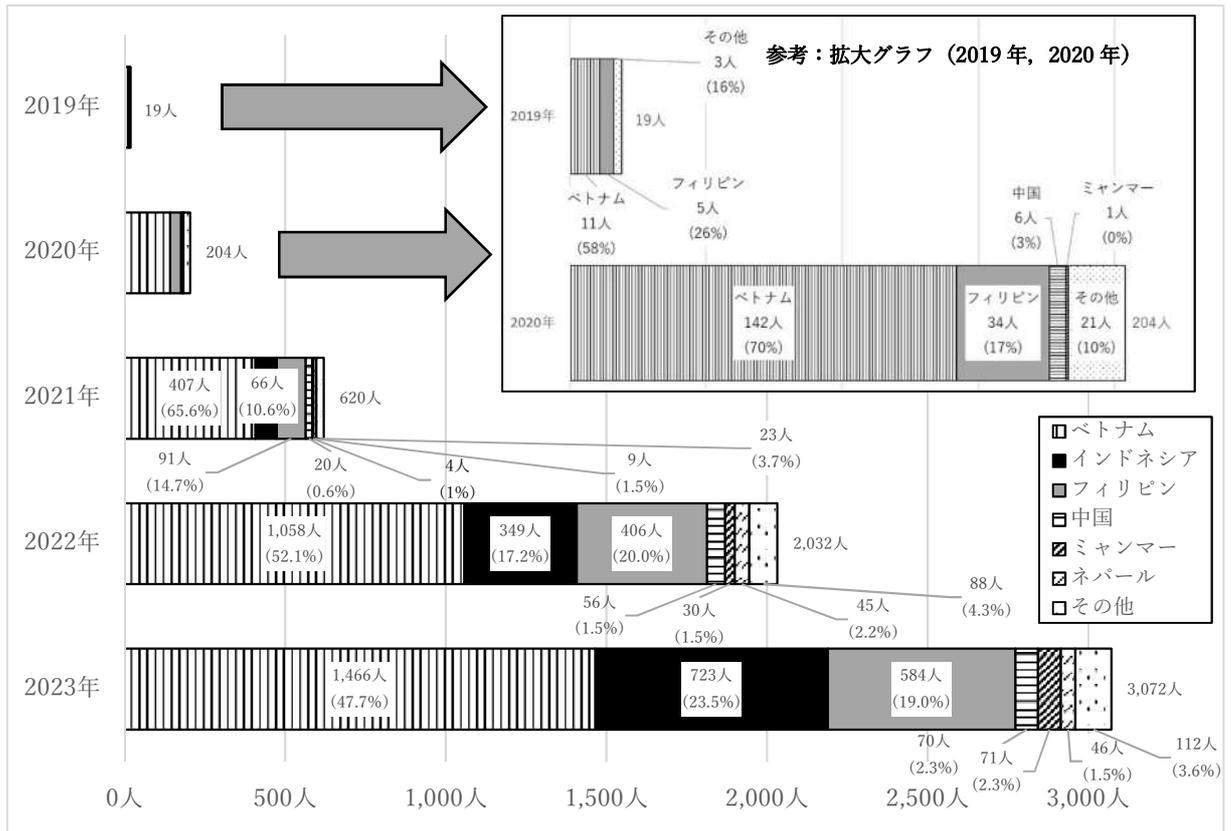


出典: 鹿児島労働局『「外国人雇用状況」の届出状況表一覧』(各年 10 月末時点)

※2019～2021の「ミャンマー」は「その他」に含まれている。

- ・「特定技能」については、2019年の制度開始以降、大幅に増加している。新型コロナウイルス禍においては、入国ができなかったことから、技能実習2号修了後に「特定技能」へ移行した者が多かった。現在、ベトナムを含む多くの送り出し国で特定技能試験が行われるようになってきており、今後は送り出し国での試験合格による特定技能外国人も増加すると予想される。(図表 17, 18)

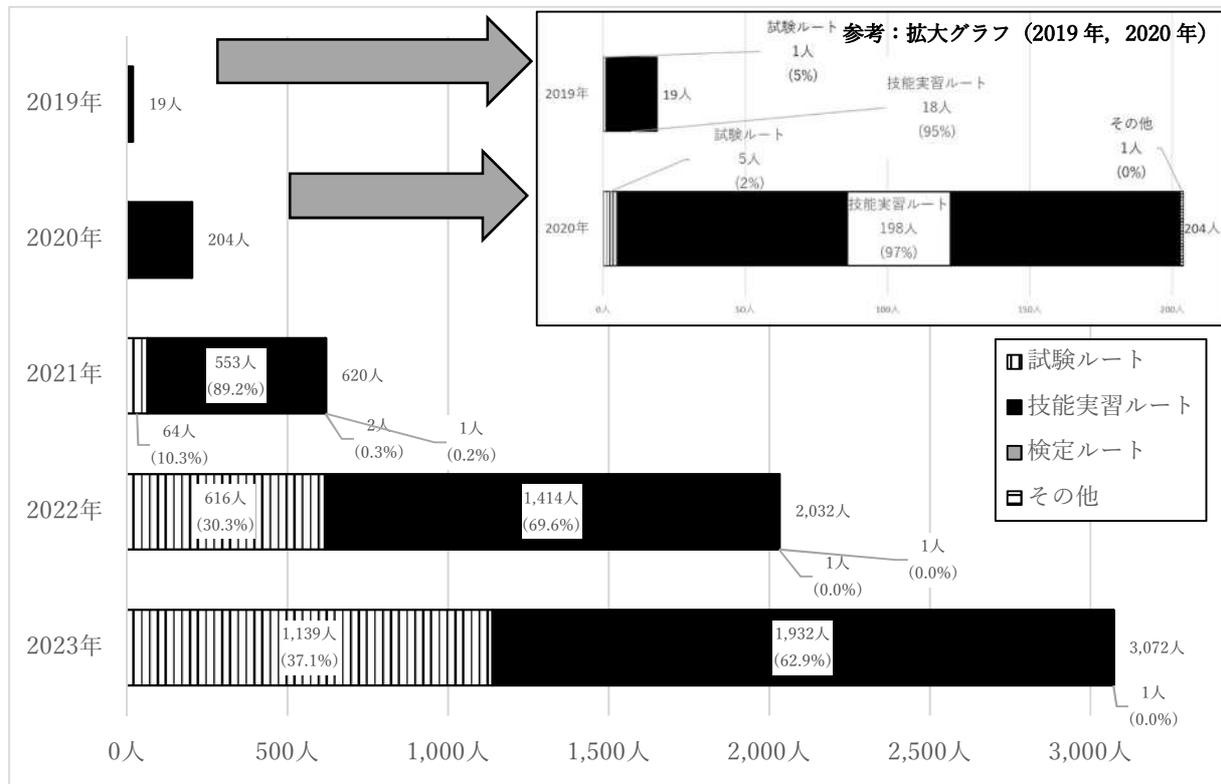
【図表 17: 国籍別(上位6か国)特定技能外国人数の推移】(各年 12 月末時点)



出典: 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(各年 12 月末時点)

※2019 年のみ出入国在留管理庁「在留外国人統計」

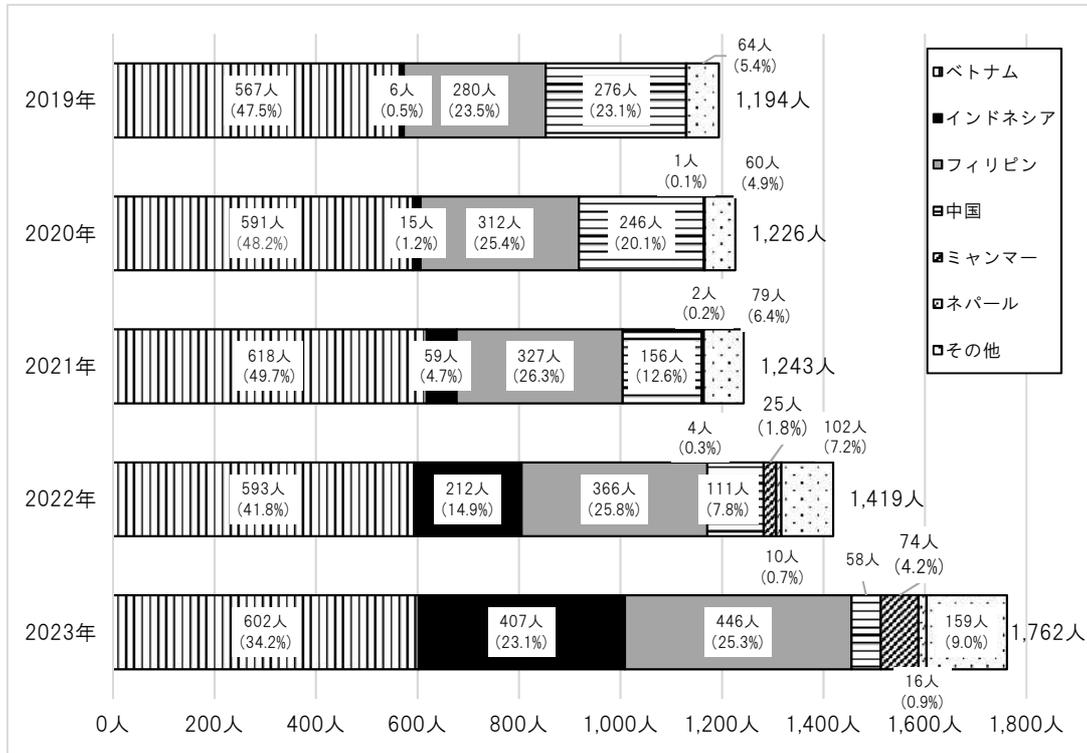
【図表 18: 試験ルート・技能実習ルート別特定技能外国人数の推移】(各年 12 月末時点)



出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(各年 12 月末時点)

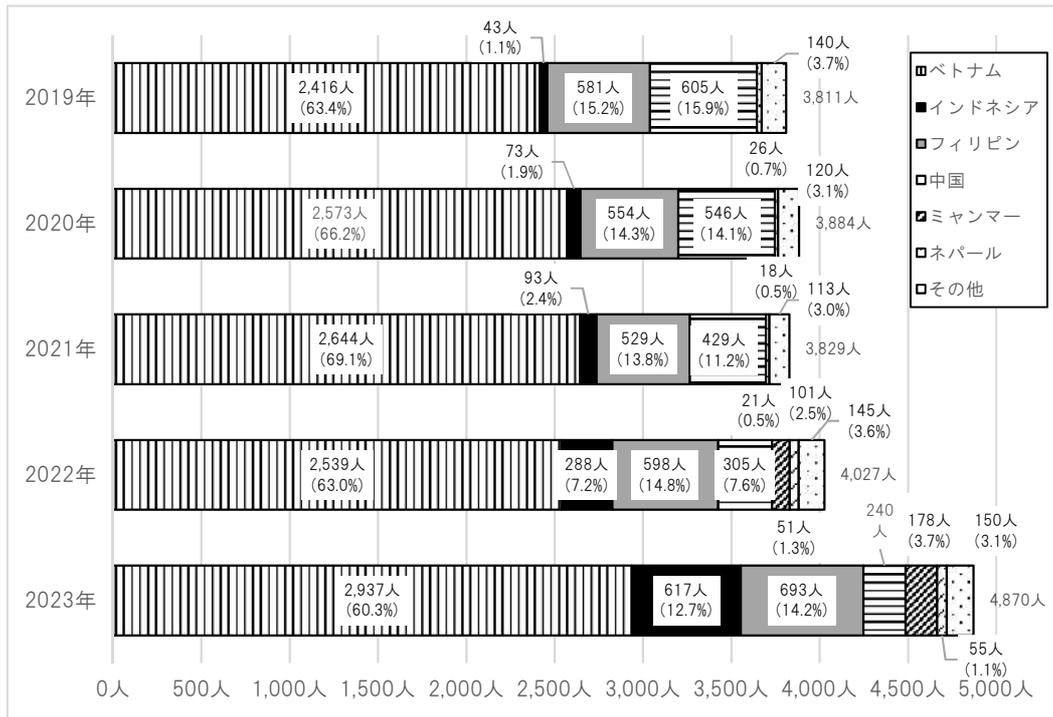
- ・ 「農業, 林業分野」, 「製造分野」, 「建設分野」における国籍別の外国人労働者数については, ベトナムが最も多い一方で, いずれの分野においてもインドネシアの割合は, 大幅に増加している。(図表 19)

【図表 19: 農業, 林業分野における国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】(各年 10 月末時点)



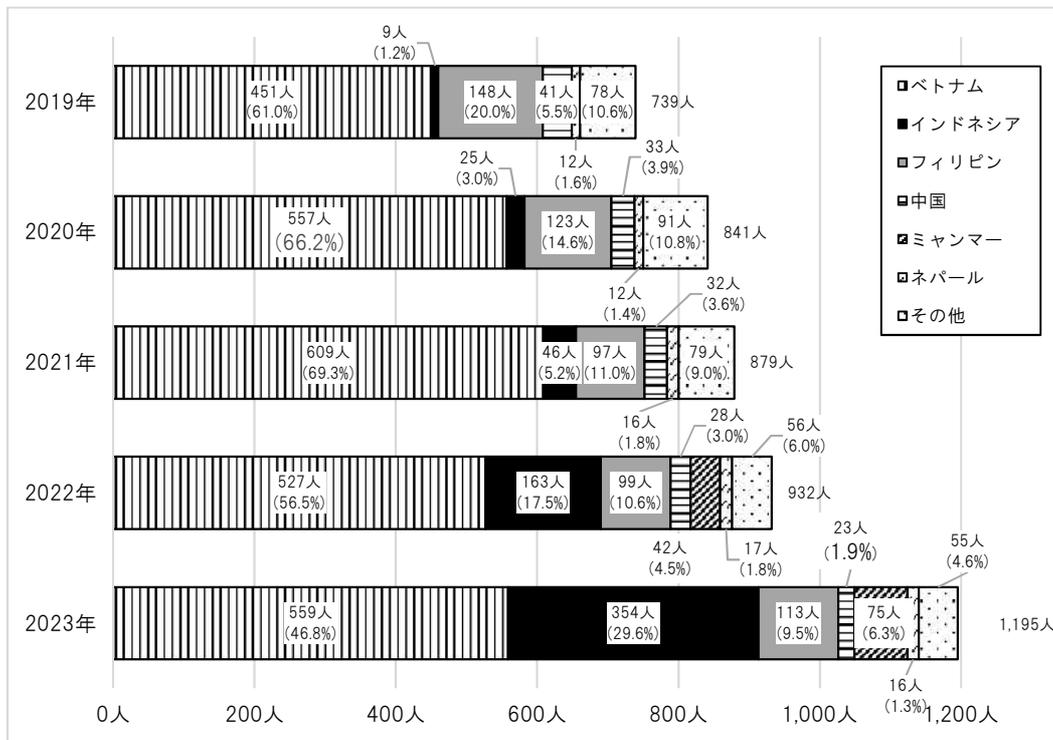
出典: 鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況表一覧』(各年 10 月末時点)

【図表 20: 製造業分野における国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】
(各年 10 月末時点)



出典: 鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況表一覧(各年 10 月末時点)

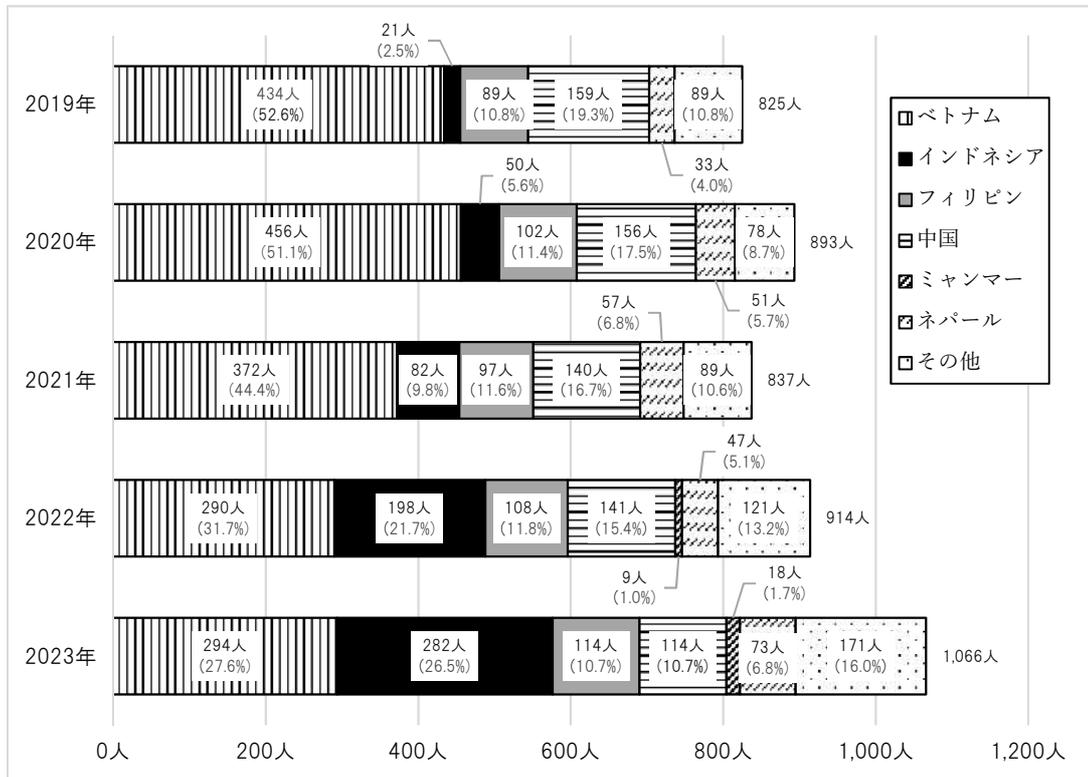
【図表 21: 建設業分野における国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】
(各年 10 月末時点)



出典: 鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況表一覧(各年 10 月末時点)

- ・「卸売業，小売業分野」における国籍別の外国人労働者数については，ベトナムの割合が減少する一方で，インドネシアの割合は，大幅に増加している。（図表 22）

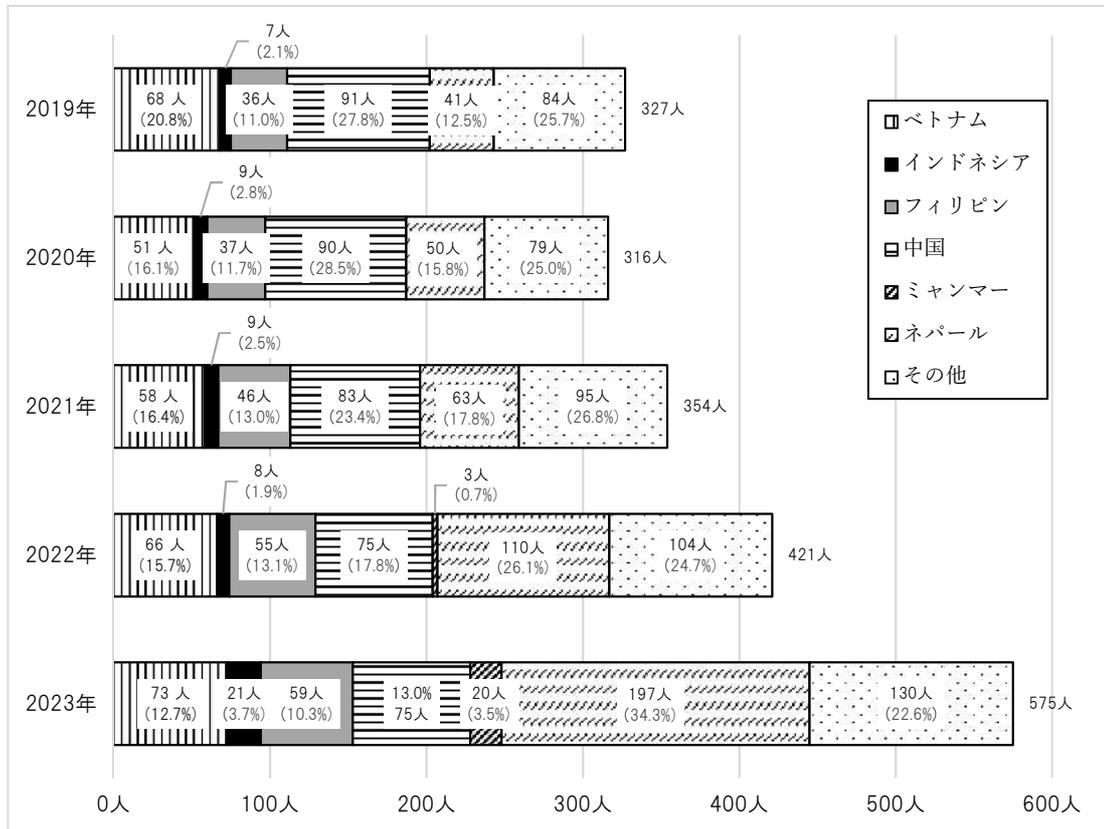
【図表 22:卸売業，小売業分野における国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】(各年 10 月末時点)



出典：鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況表一覧】(各年 10 月末時点)

- ・「宿泊業，飲食サービス業分野」における国籍別の外国人労働者数については，2019年以降，ネパールの割合が大幅に増加している一方で，その他の国の割合に大きな変化は見られない。（図表 23）

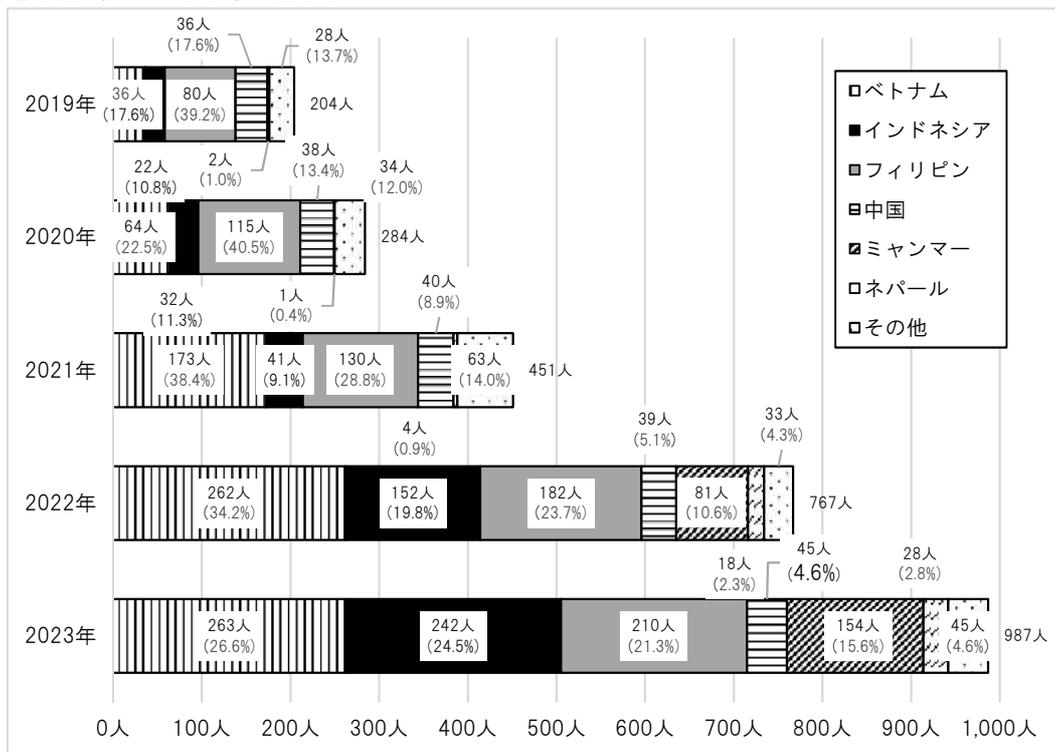
【図表 23: 宿泊業，飲食サービス業分野における国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】(各年 10 月末時点)



出典：鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況表一覧』（各年 10 月末時点）

- ・「医療、福祉分野」における国籍別の外国人労働者数については、全体的に増加している。フィリピンの割合が減少している一方で、ベトナム、インドネシア、ミャンマーの割合は、増加している。(図表 24)

【図表 24:医療、福祉分野における国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】(各年 10 月末時点)

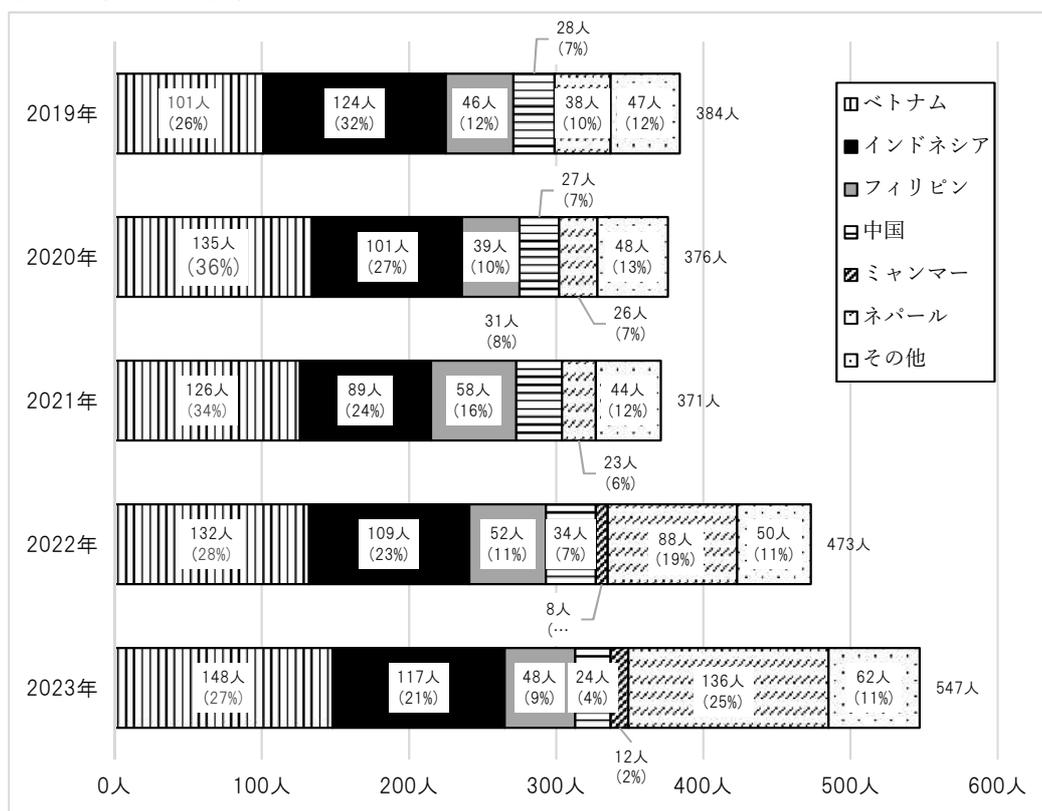


出典:鹿兒島労働局『外国人雇用状況』の届出状況表一覧】(各年 10 月末時点)

- ・「サービス業分野」(※)における国籍別の外国人労働者数については、ネパールが増加している一方で、その他の国については、大きな変化は見られない。(図表 25)

※サービス業分野とは、主に、自動車整備、職業紹介、労働者派遣業、その他のサービス業を指す。

【図表 25: サービス業分野における国籍別(上位6か国)外国人労働者数の推移】(各年 10 月末時点)



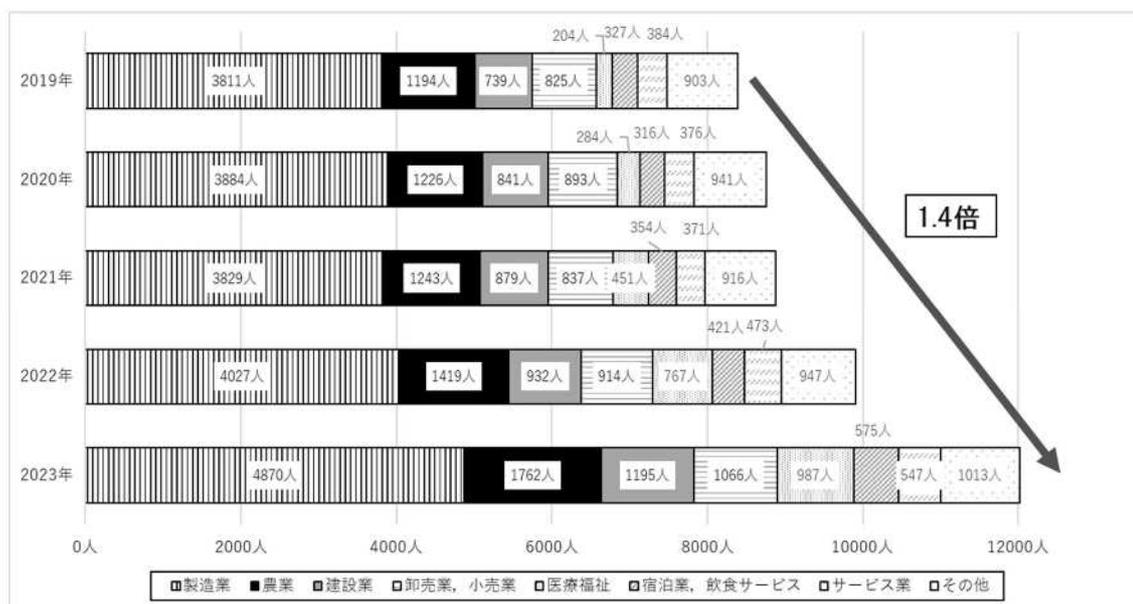
出典: 鹿児島労働局『「外国人雇用状況」の届出状況表一覧』(各年 10 月末時点)

(4) 本県における今後の外国労働者の受入れ見込み

ア 推計に当たっての基本的な考え方

- ・ 外国人労働者については、製造業や農業、建設業、介護などの分野を中心に増加しており、2023年10月末時点で12,015人となっている。2019年から3,628人増加し、4年間で1.4倍となっている。(図表26)
- ・ 国においても、特定技能外国人の受入れ見込み数を2019年からの5年間で34万人としていたところ、2024年からの5年間は、新たに4分野(自動車運送業、鉄道、林業、木材産業)を追加のうえ、82万人と設定している。このため、本県においても受入れ見込数が増加するものと見込まれる。(図表27)
- ・ 外国人留学生の受入れ・定着についても、国は2033年までに40万人の受入れを目標に掲げており、外国人留学生の定着率向上のため、就職促進に向け、取り組むこととしている。(図表28)
- ・ 以上のことから、特定技能分野16分野(16分野に該当しないものはその他に分類)を含む、概ね5年後の2029年の外国人労働者の受入れ見込数について推計を行うこととする。

【図表26:産業別外国人労働者数の状況】(各年10月末時点)(再掲)



出典: 鹿児島労働局『外国人雇用状況』の届出状況表一覧(各年10月末時点)を基に作成

【図表 27: 特定技能外国人の受入見込数】

| | 介護 | ビルクレーン | 工業製品製造業 | 建設 | 造船・船用工業 | 自動車整備 | 航空 | 宿泊 | 農業 | 漁業 | 飲食品製造業 | 外食業 | 自動車運送業 | 鉄道 | 林業 | 木材産業 | 合計 |
|---------------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|---------|
| 特定技能1号在留者数 (令和5年12月末現在: 速報値) | 28,400 | 3,520 | 40,069 | 24,433 | 7,514 | 2,519 | 632 | 401 | 23,861 | 2,669 | 61,095 | 13,312 | | | | | 208,425 |
| 制度開始時の受入れ見込数 | 60,000 | 37,000 | 31,450 | 40,000 | 13,000 | 7,000 | 2,200 | 22,000 | 36,500 | 9,000 | 34,000 | 53,000 | | | | | 345,150 |
| 令和5年度末までの受入れ見込数(※) | 50,900 | 20,000 | 49,750 | 34,000 | 11,000 | 6,500 | 1,300 | 11,200 | 36,500 | 6,300 | 87,200 | 30,500 | | | | | 345,150 |
| 令和6年度4月から5年間の受入れ見込数 | 135,000 | 37,000 | 173,300 | 80,000 | 36,000 | 10,000 | 4,400 | 23,000 | 78,000 | 17,000 | 139,000 | 53,000 | 24,500 | 3,800 | 1,000 | 5,000 | 820,000 |

(※)コロナ禍の影響による大きな経済情勢を踏まえ、令和4年8月に見直した受入れ見込数

出典: 出入国在留管理庁「特定技能制度の受入れ見込数の再設定」を基に作成

【図表 28: 外国留学生の受入れ目標数】

| | 年度 | 留学生の数 |
|----------------|---------|--------|
| 大学・専門学校・日本語学校等 | 2019年 | 31.2万人 |
| | 2033年目標 | 38万人 |
| 高校等 | 2019年 | 0.6万人 |
| | 2033年目標 | 2万人 |

出典: 内閣官房「第6回 教育未来創造会議」資料を基に作成

イ 受入見込数の推計

(ア) 外国人労働者数

・ 推計値の策定にあたっては、以下のとおり試算を行う。

- ① 事業所アンケート結果(※1), 及び監理団体・登録支援機関へのヒアリング結果により、今後5年間の業種ごとの外国人労働者の増減率を試算(図表29)

※1 事業所アンケートの結果からの推計値に関しては、新規で外国人労働者を雇用する事業所の外国人労働者数が反映されないことから、直近の外国人労働者数の増加数(R3⇒R4:1,020人, R4⇒R5:2,115人)も勘案し、監理団体・登録支援機関へのヒアリング結果による推計値を採用。

【図表29:事業所アンケート結果, 及び監理団体・登録支援機関へのヒアリング結果による増減率, 推計値】

| 外国人労働者数 (鹿児島労働局) | 事業所アンケート結果より試算 | | 監理団体・登録支援機関へのヒアリングによる試算 | |
|---------------------|----------------|--------|-------------------------|---------|
| | 増減率 | 推計値 | ①増減率 | 推計値 |
| 12,015 | 1.2 | 14,440 | 1.5 | 約18,000 |

- ② ①の増減率の結果を踏まえて、現状の外国人労働者数より、事業所アンケート結果, 及び監理団体・登録支援機関へのヒアリング結果のそれぞれの5年後の外国人労働者の推計値を試算(※2)(図表30)

※2 直近の外国人労働者数の増加数(R3⇒R4:1,020人, R4⇒R5:2,115人), 外国人雇用事業数の増加数(R3⇒R4:186事業所, R4⇒R5:146事業所)より、新規で外国人を雇用する事業所も増加していると想定され、推計においては、直近の外国人労働者数の増加トレンドを加味するために、監理団体・登録支援機関へのヒアリング結果による増減率と実績値から推計した増減率(図表27)の平均より、本調査の推計値を試算。

【図表30:実績値より試算した増減率, 外国人労働者の推計値】

| 実績値 | | | 推計値 | | | | | R3~R5の 年間の平均増減量 | ②増減量 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------|------|
| R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | | |
| 8,880 | 9,900 | 12,015 | 13,583 | 15,150 | 16,718 | 18,285 | 19,853 | 1,568 | 1.7 |

・ 以上により、外国人労働者に係る2029年(5年後)の外国人労働者の推計値は、19,000人と推計される。(図表31)

【図表31:本調査で採用する増減率, 推計値】

| 外国人労働者数 (鹿児島労働局) | 直近のトレンドを加味した試算 (①, ②増減率の平均) | |
|---------------------|--------------------------------|---------|
| | 増減率 | 推計値 |
| 12,015 | 1.6 | 約19,000 |

(5) 外国人材に係るこれまでの取組

- ・ 令和2年3月に策定した戦略に基づくこれまでの取組については以下のとおり。

ア 外国人材に関する支援

- ① 県内在住外国人が、在留資格や雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語による相談体制の充実を図る。
 - 多言語での相談に対応できる一元的な外国人総合相談窓口の運営
- ② 相談員が市町村等に出向く出張相談の実施などにより、相談窓口へ来ることが難しい外国人の相談ニーズに対応する。
 - 多言語での相談に対応できる一元的な外国人総合相談窓口の運営及び出張相談の実施
- ③ 市町村等と連携し、日本語・日本理解講座のモデル事業の実施などにより、県内在住外国人の就労、生活におけるコミュニケーション能力の向上、文化・生活習慣の理解促進を図る。
 - 日本語及び日本での生活に必要な知識に関する講座の実施

イ 受入事業者等に対する支援・連携強化

- ① 国や市町村、業界団体、監理団体、有識者等で構成する「かごしま外国人材受入活躍推進会議」を開催し、外国人材の安定的な受入体制の整備、安心して働き、暮らせる環境整備等に向け、関係機関の連携強化を図る。
 - かごしま外国人材受入活躍推進戦略に基づき、関係機関と連携して着実に取組を進め、人手不足の緩和、県内産業の活性化を図るため、「かごしま外国人材受入活躍推進会議」を開催
- ② 外国人材の雇用に係る事業者向け相談窓口の設置やセミナーの開催など、外国人材雇用の取組を支援する。
 - 外国人材の受入れに関する企業からの相談に、行政書士が無料で対応する窓口を設置
 - 鹿児島労働局と協力し、外国人材の雇用管理に関する企業向けセミナーを開催
- ③ 食品加工業や農業、漁業、建設業など既に県内で一定数の技能実習生の受入れが進んでいる業種については、技能実習2号又は3号から特定技能への移行を円滑に進めることにより、県内での就労を継続的に確保できるよう、業界団体等と連携してセミナーを開催するなど、外国人材受入制度の理解促進を図る。
 - 鹿児島労働局と協力し、外国人材の雇用管理に関する企業向けセミナーを開催【再掲】

➤ 新たに外国人材の受入れを検討している企業向けセミナーを開催

④ 受入事業者、監理団体、業界団体等が行う外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組(日本語能力の向上、地域との交流等)を支援する。

➤ 外国人材が安心して働き、暮らすことができるよう、日本語学習や地域との交流など、受入企業等が行う外国人材の定着に向けた取組に係る経費を補助

⑤ 県内事業者の国際的なビジネス展開を支援するため、県内大学に在籍する外国人留学生等と事業者の交流等を促進する。

➤ 外国人留学生等高度外国人材の採用により、海外展開やインバウンドの受入れを図る県内企業を支援するため、企業と留学生の面談会等を実施

<製造業>

⑥ 製造業については、最も外国人材の受入れが進んでおり、引き続き、経済団体等と連携し、外国人材受入制度の理解促進や外国人材の安定的な受入れ・定着に向けた取組を進める。

➤ 外国人材の受入れに関する企業からの相談に、行政書士が無料で対応する窓口を設置【再掲】

➤ 鹿児島労働局と協力し、外国人材の雇用管理に関する企業向けセミナーを開催【再掲】

➤ 新たに外国人材の受入れを検討している企業向けセミナーを開催【再掲】

<農業>

⑦ 農業分野については、「県農業労働力支援センター」や「県農業分野技能実習制度適正推進協議会」と連携して、技能実習制度や受入れのための環境整備などに関する研修会の開催、農業法人等からの相談対応、労働力確保に関する情報提供など、外国人材受入制度の理解促進や外国人材の安定的な受入れ・定着に向けた取組を進める。

➤ 「県農業労働力支援センター」と連携して、外国人材を含む労働力確保に関する情報収集・発信や相談を実施

➤ 農業分野における技能実習制度の適正な実施等を図るため、「県農業分野技能実習制度適正推進協議会」と連携して、監理団体との意見交換会や技能実習制度研修会、地域交流会等を実施

⑧ 農協等が実習実施者となり、農家から農作業を請け負ったほ場や農協の施設を活用して、年間を通じて技能実習を行う「農作業請負方式技能実習」の取組拡大を支援する。なお、この取組については、技能実習生を労働者として派遣することとならないよう、農協や農家の関係法令等の理解促進に努めるとともに、国の農業技能実習事業協議会が定めたガイドラインに基づき、技能実習計画の確認、実施状況の確認などにより、適正な技能実習の実施を推進する。

- 「農業技能実習事業協議会鹿児島県支部」において、「農作業請負方式技能実習」に取り組む県内4農協に対して、国のガイドラインに基づく実習計画の確認(毎月)や現地調査(隔月)を実施

<建設>

- ⑨ 建設業については、今後も技能労働者として技能実習生や特定技能外国人の受入れの増加が見込まれるとともに、高度専門職を技術者として受け入れることも予想されることから、引き続き、業界団体と連携して、セミナー等を通じて情報提供するなど、外国人材受入制度の理解促進や外国人材の安定的な受入れ・定着に向けた取組を進める。
 - 建設関連企業が行う新規雇用に対し、一定の要件を満たす場合(外国人枠を設定)に人件費の一部を助成(令和2年度～令和4年度)

<介護>

介護については、一定の日本語能力や介護の知識など介護特有の要件が求められることなどから、他の業種に比べて受け入れが進んでいない。このため、外国人介護人材の受入れが可能である以下の4つのタイプの活用を図り、安心して県内で働けるよう関係機関や団体等と連携を図りながら、介護職の魅力の発信に努めるとともに、ベトナム・ハイズオン省との連携協定等に基づき、外国人介護人材を安定的に受け入れる仕組みの構築の検討を進める。

- ⑩ 経済連携協定(EPA)については、介護福祉士国家資格取得を目指す外国人が円滑に就労・研修を行えるよう、受入施設における日本語及び介護分野の専門知識の学習を支援する。
 - 経済連携協定(EPA)に基づき入国した外国人介護福祉士候補者に対し、受入施設が実施する日本語学習及び介護分野の専門学習に係る経費を助成
- ⑪ 在留資格「介護」については、介護福祉士国家資格取得を目指す留学生を受け入れる仕組みの構築の検討を早急に進めるとともに、介護福祉士養成施設における日本語学習等を支援する。
 - 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受け入れを希望する県内介護施設等の募集を行い、マッチングを実施。マッチングの成立した介護施設が給付する居住費等の一部を助成
 - 外国人留学生を受け入れた県内の介護福祉士養成施設に対し、カリキュラム外の時間における日本語学習や専門知識等を強化するための指導等に係る経費を助成
- ⑫ 在留資格「技能実習」については、現時点で最も多くの受け入れが見込まれる類型であることから、ベトナム・ハイズオン省との連携協定も生かし、現地送り出し機関と県内監理団体、受入施設とのマッチングが安定的に行われる仕組みを構築する。また、入国時に一定水準の日本語能力が求められるなど、他産業に比べて研修・教育を始めとする受入費用に係る受入施設の負担が大きいことから、介護技能の向上につながる研修を実施する事業者に対する支援を行う

など、受入施設の負担の軽減につながる取組を進め、就労する外国人介護人材の定着等を図る。

- 技能実習や特定技能等の外国人介護職員を受け入れた介護施設等に対し、受入施設が実施する外国人介護職員とのコミュニケーション促進、外国人介護職員の学習支援、生活支援等に要する費用の一部を助成
- 外国人介護人材の雇用を検討している介護施設等向けに、外国人介護人材受入に関するセミナーを開催

⑬ 在留資格「特定技能」については、協力覚書の締結国における介護技能評価試験等の実施が一部の国に限られるとともに、技能実習からの移行も直ちには見込まれないことから、今後の本県における新たな送り出し国との関係構築の状況や技能実習による受入状況等も踏まえて、受入体制の検討を進める。

- 県内介護施設等での就労を希望する特定技能外国人と介護施設等とのマッチング支援
- 技能実習や特定技能等の外国人介護職員を受け入れた介護施設等に対し、受入施設が実施する外国人介護職員とのコミュニケーション促進、外国人介護職員の学習支援、生活支援等に要する経費の一部を助成【再掲】
- 外国人介護人材の雇用を検討している介護施設等向けに、外国人介護人材受入に関するセミナーを開催【再掲】

<宿泊業・飲食業>

⑭ 宿泊業については、2020年2月に技能実習2号移行対象職種に追加されたところであり、今後、技能実習生及び特定技能外国人の受入れが進むと考えられる。また、飲食業については、技能実習2号移行対象外であり、特定技能外国人を中心に受入れが進むと考えられる。これらの業種については、業界団体等と連携し、外国人材受入制度の理解促進や特定技能外国人の受入れ・定着に向けた取組を進める。

- 本県における外国人観光客の受入体制の整備充実を図るため、観光業従事者等を対象に、「令和5年度外国人観光客受入体制推進講習会」において、外国人材の受入れに係る留意点等について説明
- 県内宿泊事業者を対象とした外国人材の活用に関するセミナーを開催
- 外国人材の受入れに関する企業からの相談に、行政書士が無料で対応する窓口を設置【再掲】
- 鹿児島労働局と協力し、外国人材の雇用管理に関する企業向けセミナーを開催【再掲】
- 新たに外国人材の受入れを検討している企業向けセミナーを開催【再掲】

ウ 送り出し国との関係強化，本県の魅力のPR

① ベトナム・ハイズオン省との連携協定等に基づき，技能実習生や介護福祉士を目指す留学生などの人材を安定的に受け入れる仕組みを構築するとともに，旧正月を祝うベトナム・テト・フェスタを開催するなど，ベトナムとの関係強化を図る。

- 知事とベトナム・ハイズオン省党書記兼人民評議会議長とのオンライン会談において，新型コロナの収束後を見据えた両地域の連携・協力について意見交換を実施
- ベトナム・ハイズオン省との連携協定に基づく意見交換を行い，人材の確保については，関係機関同士のマッチング機会を設けること，農業分野での技術協力については，本県の優れた農業技術を同省の技術職員に指導することなどを提案し，今後，連携・協力していくことを相互に確認
- ベトナム・ハイズオン省の送り出し機関と県内監理団体とのマッチング
- 県内に住むベトナム人技能実習生や留学生等に，テト(旧正月)を祝い，故郷を懐かしんでもらう「ベトナム・テト(旧正月)フェスタ」を開催
- 県民のベトナムへの関心や理解を深めること等を目的として，ベトナム観光パネル展，ベトナム産食品の販売等を行う「ベトナムフェア in 鹿児島」を開催
- ベトナムフェアの開催に合わせて，ベトナム・ハイズオン省訪問団招へのほか，「ベトナム・鹿児島経済交流セミナー」を開催
- 知事と駐日ベトナム大使とのオンライン会談において，本県とベトナムとの人的・経済的交流や貿易投資促進等，幅広い分野での交流に対する協力を要請
- ベトナム・ハノイ市内の送り出し機関を訪問し，外国人材の安定的な受入れ等について意見交換を行うとともに，本県への優秀なベトナム人材の送り出しを要請
- 農業人材等の安定的な確保を図るため，ベトナム国立農業大学と人材確保・育成等に関する連携協定を締結
- ベトナムにおいて，ベトナム航空，ベトジェットエアに直行便の就航を要請するとともに，政府関係者(ファム・ミン・チン首相)等に県産食材等や観光をPR

② 農産物の生産技術や加工・保存技術などの研修プログラムを作成し，県農業開発総合センターや県大隅加工技術研究センター等でベトナム・ハイズオン省からの研修生を受け入れるとともに，農業や医療福祉等の専門家を派遣するなどの技術協力や相互交流を推進する。

- 本県農業技術職員をハイズオン省へ派遣(3日間)し，同省から希望があったニンジンの栽培技術，青果物の鮮度保持技術等について，講義及び情報提供を実施
- ハイズオン省との連携協定に基づく意見交換を行い，農業分野での技術協力について，連携・協力していくことを相互に確認

③ ミャンマー等の送り出し機関と県内監理団体・事業者とのビジネスマッチングを実施するなど、新たな送り出し国との関係構築を図る。

- 厚生労働省「地域外国人材受入れ・定着モデル事業(令和2年～4年度)」と連携し、新たな送り出し国との関係構築に向け、県内の関係団体との「地域外国人材受入れ・定着モデル事業地域連絡会議」やセミナーを開催
- 新たな送り出し国との関係構築に向け、県内の関係団体を対象に、インドネシア、フィリピン、ミャンマーの各国の状況や人材に関するセミナー等を開催
- インドネシア、ミャンマーの送り出し機関と県内監理団体とのマッチングを実施

④ 外国人材向けに、本県の豊かな自然や文化、生活費が安く通勤距離が短いなどの暮らしやすさに加えて、本県で活躍する技能実習生の様子等について、パンフレットやソーシャルメディアを活用してPRし、本県の認知度・イメージの向上を図る。

- 本県の魅力や本県において働くメリット等を外国人材や関係者にPRするためのツールとして活用できるパンフレット及び動画を作成(ベトナム、インドネシア、ミャンマー人材向け)
- ベトナム人材向けに、Facebook を通じて鹿児島県の魅力を情報発信

エ 国・市町村、関係機関との連携

① 市町村や国等の関係機関で構成する「多文化共生社会推進会議」を開催し、外国人が住みやすい地域づくりに向け、関係機関の連携強化を図る。

- 市町村等を対象に、多文化共生の取組等についての情報共有や意見交換等を行う会議を開催

② 国の関係機関等と連携し、労働関係法令の遵守や日本人労働者と同等以上の報酬の確保の徹底等について、事業者の理解促進を図る。

- 鹿児島労働局と協力し、外国人材の雇用管理に関する企業向けセミナーを開催【再掲】
- 新たに外国人材の受入れを検討している企業向けセミナーを開催【再掲】
- 鹿児島労働局と連携して、企業経営者等を対象に労働関係法令、同一労働同一賃金等に関する働き方改革推進セミナーを開催

③ 県民に対し、貴重な人材として地域社会を支えている外国人材の活躍や、母国の文化・習慣、伝統芸能等の情報発信などを行い、相互理解の促進を図る。

- 県内に住むベトナム人技能実習生や留学生等に、テト(旧正月)を祝い、故郷を懐かしんでもらう「ベトナム・テト(旧正月)フェスタ」を開催【再掲】

- 県民のベトナムへの関心や理解を深めること等を目的として、ベトナム観光パネル展、ベトナム産食品の販売等を行う「ベトナムフェア in 鹿児島」を開催【再掲】
- ④ 市町村、日本語教育団体、国際交流団体等と連携して、県内在住外国人を対象に、身近な市町村における日本語教室等の開催を促進する。
- 日本語教室の講師等を対象とした、指導技術の向上や教室運営の課題等についての意見交換を実施
- ⑤ 異なる習慣や言語、近隣住民との協調性への不安などから、賃貸住宅において外国人の入居を制限する状況がある。このため、本県で就労する外国人材がスムーズに住宅を確保できるよう、住宅セーフティネット制度のもと、県・市町村・不動産関係団体・居住支援団体で構成する県居住支援協議会において、受入事業者との連携も図りながら、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅、いわゆるセーフティネット住宅の登録促進のための賃貸人への普及啓発や、地域にある空き家を活用するための改修費助成など、外国人が入居しやすい住宅の供給促進を図る。
- セーフティネット住宅の登録数が96戸(R1年度末)から8,071戸(R5年度末)に増加
 - 外国人が入居しやすい賃貸住宅の供給促進を図るため、地域の空き家を活用しセーフティネット住宅として登録するための改修費を助成する「空き家活用セーフティネット住宅改修事業」の実施
- ⑥ 外国人の子供の就学機会の確保に向けて、市町村教育委員会、学校に対して「就学ガイドブック」、「外国人児童生徒受入の手引き」等を紹介するとともに、市町村と連携して、県内在住外国人に対し、市町村の広報誌やホームページ等を利用し、就学のための必要な情報提供を行う。また、市町村の福祉担当部署や公共職業安定所等との連携により、未就学者の情報の把握に努めるよう、市町村教育委員会に対して指導助言を行い、外国人の子供の円滑な就学を促進する。
- 文部科学省総合教育政策局長及び文部科学省初等中等教育局長からの通知文「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」を各市町村教育委員会へ周知
- ⑦ 小中学校においては、日本語教室を設置している小学校に対する教員の加配措置や、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する易しい日本語の教材等を活用した個別指導、チームティーチングなどを通じて、児童生徒の実態に応じた支援を行うなど、市町村教育委員会と連携した学習環境の整備に努める。
- 在留外国人の子どもや若者、海外から帰国した子どもなど、日本語指導を必要とする児童生徒に対して、教員が日本語や適応指導等を行うための加配措置

- 県総合教育センターが主催する短期研修において、教職員向けの「日本語指導に係る講座」を実施
- ⑧ 高等学校においては、外国人生徒を対象とした入学ガイダンスや進路実現に向けたキャリア教育の充実に取り組むとともに、個々の生徒の諸課題等に組織的に対応し、高校生活に適応しやすい学習環境の整備に努める。
- 外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト「かすたねっと」の活用等について情報検索サイト「かすたねっと」を紹介
 - 日本語指導が必要な児童生徒の支援について総合教育センターの専門講座(研修会)の実施
 - 令和5年度については、文部科学省総合教育政策局国際教育課から文部科学省委託事業「高等学校における日本語指導体制整備事業」における『高等学校における外国人生徒等の受け入れの手引き』及び『高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン』が東京学芸大学から公開されたとの連絡を受け、県立高校に受入時又は教育課程編成時の参考にするように周知
- ⑨ 県警察においては、外国人を受け入れている事業所や学校機関等に対し、必要に応じて外国人に対する交通安全教育や防犯教室、110番通報講習を開催し、外国人の交通事故防止や犯罪被害防止に努める。また、地方出入国在留管理局等の関係機関と連携して不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介業者及び雇用主を積極的に摘発して悪質なブローカー等の排除に努める。
- 県内の各所属において、監理団体や受入企業、県内の留学生受入学校等に対する防犯教室や交通安全教室を実施
 - 外国人向けの犯罪被害防止に関する広報文の関係機関への配布、自転車の安全利用に関する広報文(PDF)を英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語及びタガログ語に翻訳した上で県警ホームページへ掲載
 - 監理団体が主催したミャンマー人材向けイベントに参加し、組織犯罪対策課において参加者に対して防犯講話を実施
 - 福岡出入国在留管理局とも連携を密にし、不法滞在者の検挙、不法就労事犯のブローカーの摘発に尽力

(6) 外国人材の雇用にあたっての課題

- ・ 生産年齢人口の減少に伴う人手不足による外国人材の重要性が高まっている状況を踏まえ、県内における外国人材の雇用にあたっての課題等を把握するため、2024年6月から10月にかけて、監理団体(※1)、登録支援機関(※2)、事業所を対象とした「外国人材活用実態調査」を行い、同調査にて把握した外国人材の雇用にあたっての課題を整理する。

(※1 外国人技能実習生の受入先の事業所を支援・監督する機関)

(※2 特定技能1号外国人の受入先の事業所を支援する機関)

【図表 32:アンケート実施状況】

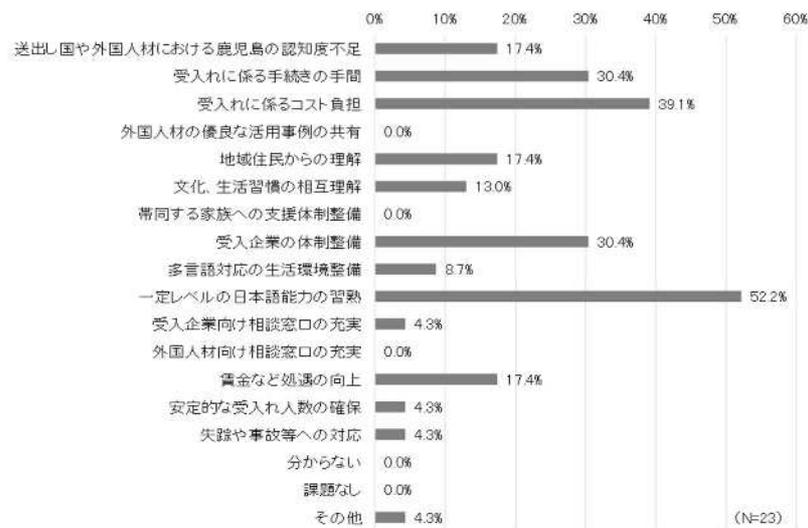
| アンケート対象 | 配布数 | 回答数 | 回答率 |
|---------------|-------|-----|-------|
| 監理団体(県内) | 45 | 25 | 55.6% |
| 県内の登録支援機関(県内) | 67 | 34 | 50.7% |
| 事業所(県内)(※3) | 3,788 | 726 | 19.2% |
| 県内市町村 | 43 | 43 | 100% |

(※3 外国人材の雇用実績のある事業所及び無作為抽出による事業所)

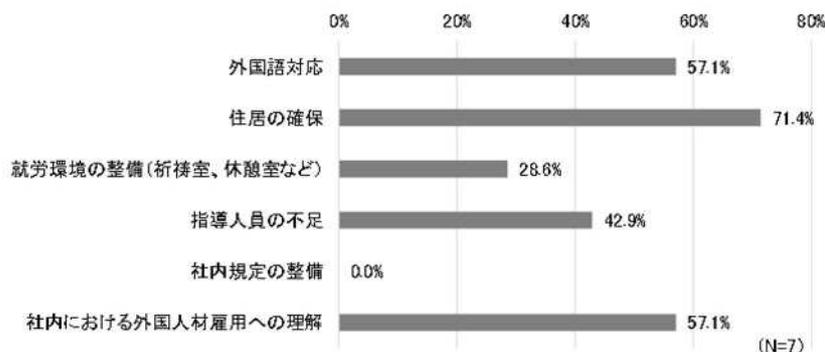
ア 監理団体(県内)

- ・ 外国人材受入れにあたっての課題として、「一定レベルの日本語能力の習熟」が52.2%で最も多く、次いで「受入れに係るコスト負担」(39.1%)、「受入れに係る手続きの手間」、「受入企業の体制整備」(30.4%)となっている。(図表 33)
- ・ また、受入企業の体制整備の具体的な課題では、「住居の確保」が71.5%で最も多く、「外国語対応」、「社内における外国人材雇用への理解」が57.1%で多く、次いで「指導員の不足」という回答が多い結果となっている。(図表 34)
- ・ 以上のことから、監理団体が把握している課題としては、技能実習生に対する日本語教育の体制づくりである。今後、育成就労の施行に伴い、外国人材に対する日本語教育への重要性はより高まってくると考えられる。また、住居の確保に関しても、勤務地域において、外国人が入居できる住宅が少ないという現状があると考えられる。

【図表 33: 監理団体が把握している課題】



【図表 34: 受入企業の体制整備に関する課題】



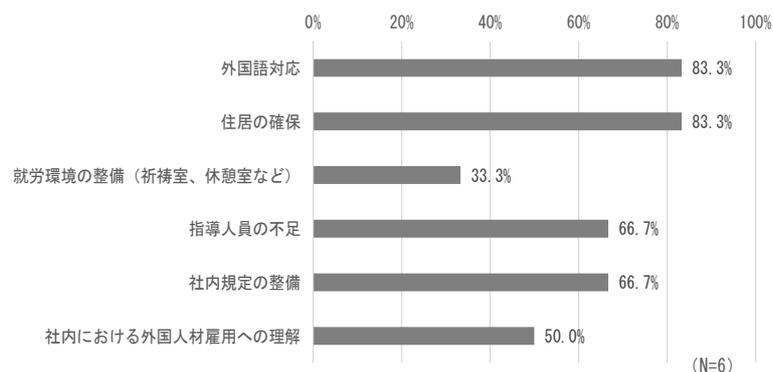
イ 登録支援機関(県内)

- ・ 外国人材受入れにあたっての課題として、「受入れに係るコスト負担」が47.1%で最も多く、次いで「受入れに係る手続きの手間」(44.1%)、「賃金など処遇の向上」(35.3%)となっている。(図表 35)
- ・ また、受入企業の体制整備な課題では、「外国語対応」と「住居の確保」が83.3%で多く、次いで「指導員の不足」(66.7%)、「社内規定の整備」(66.7%)という回答が多い結果となっている。(図表 36)
- ・ 以上のことから、登録支援機関が把握している課題としては、外国人材の受入れに係るコスト負担であり、特定技能外国人材の受入れに際しては、資格試験に対する支援等、技能実習生と比べて受入れに係るコストがかかってしまうことが考えられる。また、住居の確保についても課題として挙がっており、監理団体と同様、勤務地域において、外国人が入居できる住宅が少ないという現状があると考えられる。

【図表 35: 登録支援機関が把握している課題】



【図表 36: 受入企業の体制整備に関する課題】



ウ 事業者(県内外国人雇用事業所)

- ・ 外国人材の受入れにあたっての課題としては、「受入れに係るコスト負担」が61.2%で最も多く、次いで「一定レベルの日本語能力の習熟」(50.2%)、「受入れに係る手続きの手間」(37.7%)となっている。(図表 37)
- ・ また、受入企業の体制整備の具体的な課題では、「住居の確保」が58.3%で最も多く、次いで指導人員の不足(43.3%)、「外国語対応」(38.3%)という回答が多い結果となっている。(図表 38)
- ・ 雇用事業所が抱える課題としては、受入れに係るコストや手続きの手間を負担と感じており、外国人材の雇用のあたっては、日本人を雇用するよりも、就労環境や生活環境の整備等にコストがかかっていると考えられる。また、一定レベルの日本語能力を求めていると考えられる。

【図表 37:外国人雇用事業者が把握している課題】



【図表 38:受入企業の体制整備に関する課題】



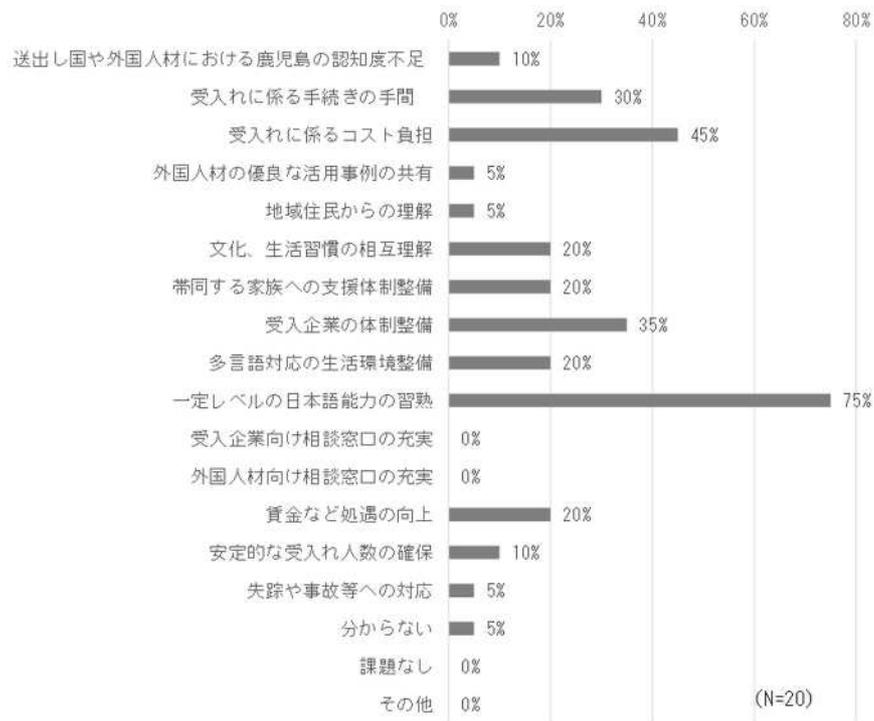
エ 事業者(高度外国人材のみ雇用する事業所)

- 外国人材受入れにあたっての課題として、高度人材(技術・人文知識・国際業務等の専門的・技術的分野の在留資格)のみを雇用している事業所では、「一定レベルの日本語能力の習熟」が60%で最も多く、次いで「受入れに係るコスト負担」(40%)、「文化、生活習慣の相互理解」(30%)となっている。(図表 39)
- 雇用している外国人材の半数以上が高度人材という事業所まで含めた場合、「一定レベルの日本語能力の習熟」が75%で最も多く、次いで「受入れに係るコスト負担」(45%)、「受入企業の体制整備」(35%)となっている。(図表 40)
- また、課題として「受入企業の体制整備」を選択した事業所に具体的な課題を尋ねた結果、「住居の確保」・「指導人員の不足」が57.1%で最も多く、「外国語対応」・「就労環境の整備(祈祷室, 休憩室など)」・「社内における外国人材雇用への理解」(42.9%)と続いている。(図表 41)
- 高度外国人材を雇用する事業所が抱える課題としては、「一定レベルの日本語能力の習熟」となっており、外国人材に対し、高度な技術に加え、一定レベル日本語能力も求めていることが考えられる。また、住居の確保についても課題として挙がっており、勤務地域において、外国人が入居できる住宅が少ないという現状があると考えられる。

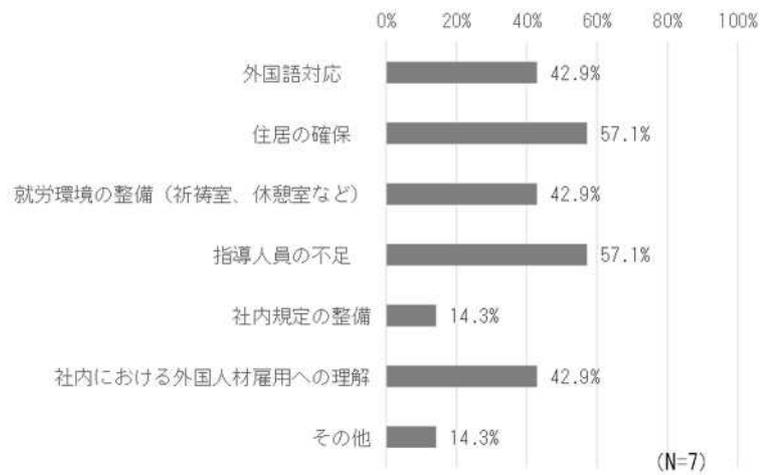
【図表 39: 高度外国人材のみ雇用する事業所が把握している課題】



【図表 40:外国人材の半数以上が高度人材の事業所が把握している課題】



【図表 41:受入企業の体制整備に関する課題】



オ 事業者(県内外国人未雇用事業所)

- 外国人材の雇用しない理由をみた場合、「労働力が足りている」、「日本人を雇用したい」というような現状、外国人材を必要としていない回答を除くと、外国人材未雇用事業所が抱えている課題としては、「外国人材の日本語能力・コミュニケーションが不安」が39.0%で最も多く、次いで「受入体制が整わない」(30.9%)、「外国人材の雇用に関する情報・ノウハウが不足している」(27.9%)となっている。(図表 42)
- 事業者が外国人雇用に至らない理由としては、外国人材とのコミュニケーションについての不安があり、言葉の壁があることや従業員と外国人材の通訳等を行う仲介役がないことが課題と考えられ、これは、受入体制が整わないという点にも繋がると考えられる。また、外国人雇用に関する情報・ノウハウ不足を理由としている事業者も一定数いることから、今後、外国人材雇用に係る制度への理解等が進めば、外国人雇用が進むと考えられる。

【図表 42: 外国人未雇用事業者が外国人材を雇用しない理由】

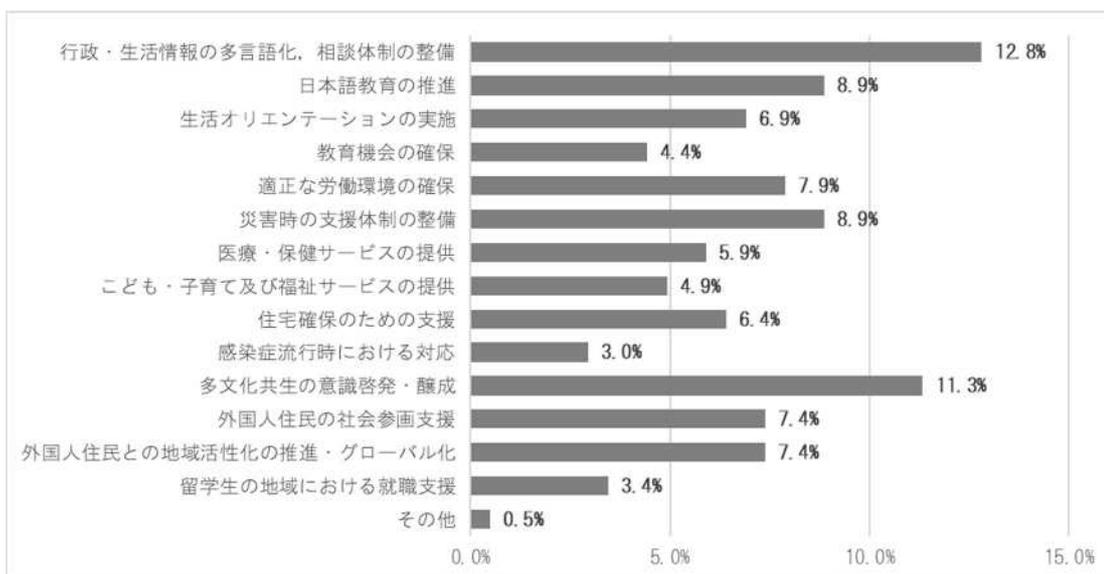


カ 県内市町村

(ア) 外国人材との共生を推進するための課題について

- 外国人材との共生を推進するための課題として、「行政・生活情報の多言語化, 相談体制の整備」が12.8%で最も多く, 次いで「多文化共生の意識啓発・醸成」(11.3%), 「日本語教育の推進」, 「災害時の支援体制の整備」(8.9%)となっている。(図表 43)

【図表 43:外国人材との共生を推進するための課題】※複数選択可



(イ) 外国人材向けの市町村営住宅の賃貸契約や空き家活用の取組状況について

- ほとんどの市町村で取組が進んでいない状況である。外国人材向けに市町村営住宅や空き家の活用の取組が進んでないことが考えられる。(図表 44)

【図表 44:外国人材向けの市町村営住宅の賃貸契約や空き家活用取組状況】

(単位:市町村)



(ウ) 公共 Wi-Fi 等インターネット環境の整備の取組状況について

- ・ スマートフォンの普及等に伴い、多くの市町村で整備が進んでいることが考えられる。(図表 45)

【図表 45: 公共 Wi-Fi 等インターネット環境の整備の取組状況】

(単位: 市町村)



(エ) 市町村が主催または、関係団体と共催で実施している外国人材と地域住民との交流に係る取組状況について

- ・ 15 の市町で取り組んでいる。具体的には、「お互いの伝統文化(ダンス)の交流」や「外国人の(国の)食・文化等を理解する講座」等を行っている。(図表 46)

【図表 46: 市町村が主催または、関係団体と共催で実施している外国人材と地域住民との交流に係る取組状況】

(単位: 市町村)

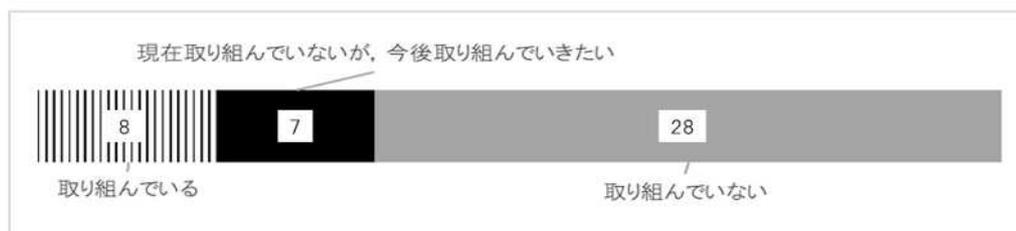


(オ) 外国人材に対する災害発生時における取組状況について

- ・ 8市町で取り組んでいる。具体的には、「避難所への多言語表記」や「災害に関する情報をホームページ等にやさしい日本語や多言語で掲載」等を行っている。(図表 47)

【図表 47:外国人材に対する災害発生時における取組状況】

(単位:市町村)



(カ) 外国人材を対象とした医療等に関するサポート支援の取組状況について

- ・ 2市で取り組んでいる。具体的には、「病気の際の症状に合わせた病院の紹介」や「受診時にタブレットを活用したコミュニケーション」等を行っている。(図表 48)

【図表 48:外国人材を対象とした医療等に関するサポート支援の取組状況】

(単位:市町村)



(キ) 外国人材を対象としたゴミ出しや交通ルールの周知の取組状況について

- ・ 18市町で取り組んでいる。具体的には、「ごみの分け方・出し方チラシの多言語化」や「ゴミ分別に係る講習会の開催」等を行っている。(図表 49)

【図表 49:外国人材を対象としたゴミ出しや交通ルールの周知手段の取組状況】

(単位:市町村)



(ク) 外国人材向けの相談体制の取組状況について

- ・ 3市町で取り組んでいる。具体的には、「国際交流センターにおいて、外国人住民をサポートする相談窓口の運営」や「JETプログラムでの外国青年招致による相談体制の強化」等が行われている。(図表 50)

【図表 50:外国人材向けの相談体制の取組状況】

(単位:市町村)



(ケ) 外国人材向けの日本語教育に係る支援の実施状況について

- ・ 10市町で取り組んでいる。具体的には、「外国人のための日本語教室の開催」や「在留外国人と市民との日本語交流会の開催」等を行っている。(図表 51)

【図表 51:外国人材向けの日本語教育に係る支援の実施状況】

(単位:市町村)



(コ) 企業向け相談体制の整備の取組状況について

- ・ 2市で取り組んでいる。具体的には、「企業からの相談内容に沿った、相談先の紹介」等を行っている。(図表 52)

【図表 52: 企業向け相談体制の整備の取組状況】

(単位: 市町村)



(サ) 外国人材の確保・定着等に係る企業への助成の取組状況について

- ・ 1市で取り組んでいる。具体的には、「外国人材の受入整備に係る助成金の整備」を行っている。(図表 53)

【図表 53: 外国人材の確保・定着等に係る企業への助成の取組状況】

(単位: 市町村)



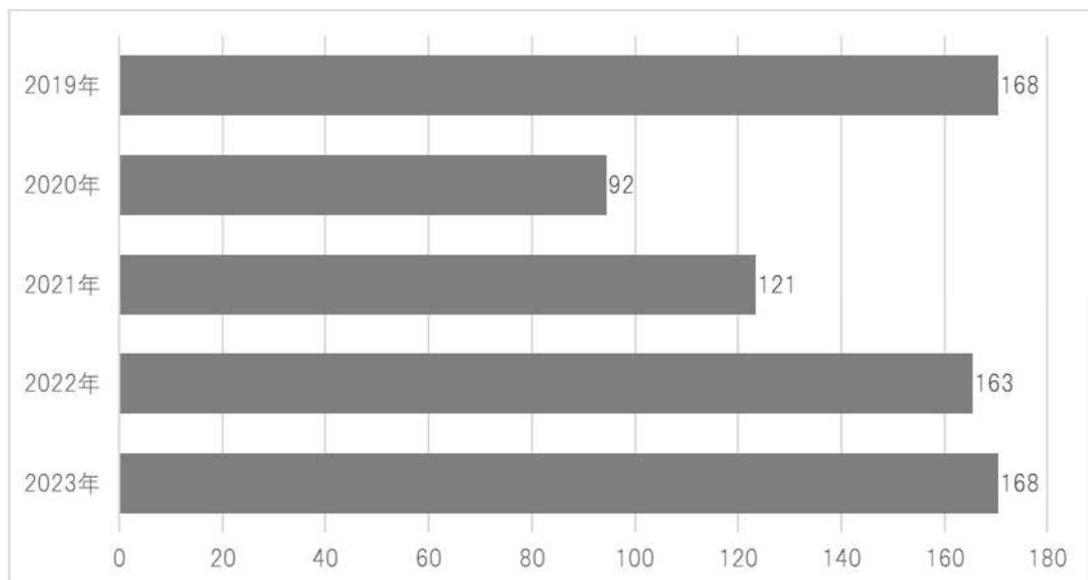
- ・ 市町村の取組の中で、取り組まれているものは、「公共 Wi-Fi 等インターネット環境の整備」、「外国人材を対象としたゴミ出しや交通ルールの周知」であり、取り組まれていないものは、「外国人材向けの市町村営住宅の賃貸契約や空き家活用」、「外国人材を対象とした医療等に関するサポート支援」、「外国人材を対象としたゴミ出しや交通ルールの周知」、「外国人材向けの相談体制」である。
- ・ このようなことから、外国人材の安定的な確保、受入、定着を目指すために、今後、市町村と連携を取りながら、各種施策を推進していく必要がある。

キ 技能実習生の失踪

- ・ 本県の技能実習生の失踪数については、2019 年が 168 人であり、新型コロナウイルス禍の 2020 年は 92 人と前年比べて減少しているが、その後は年々増加しており、2023 年はコロナ前と同数の 168 人となっている。(図表 54)
- ・ 出入国在留管理庁によると、失踪の主な原因としては、「賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適当な取り扱い」や「入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情」等が考えられる。

【図表 54: 技能実習生の失踪数(鹿児島県)】(各年速報値)

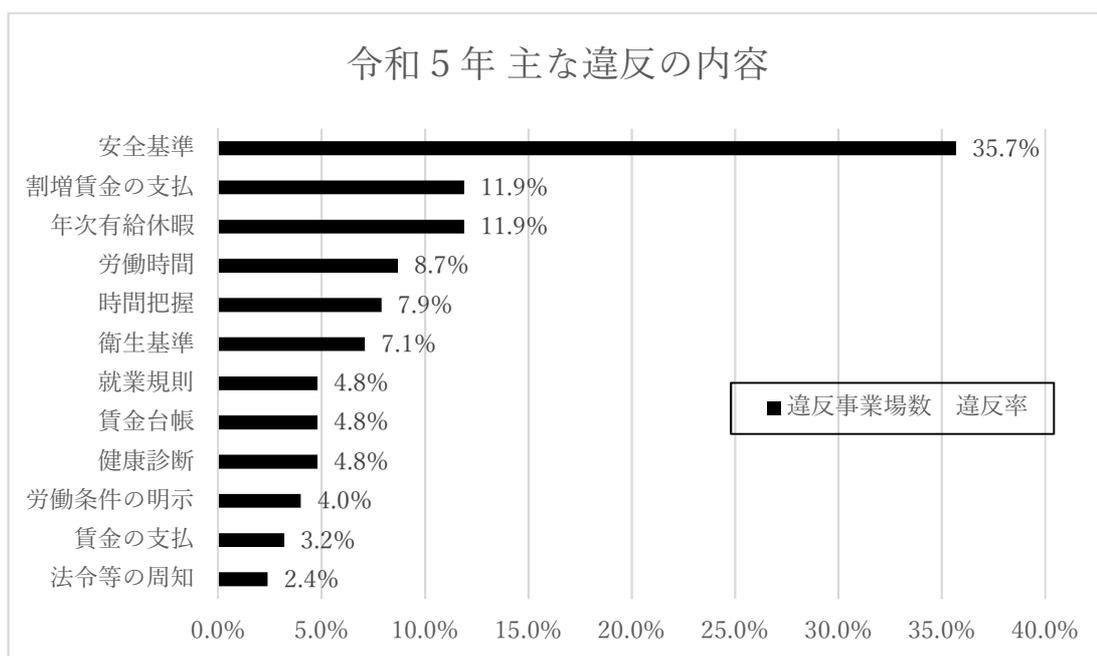
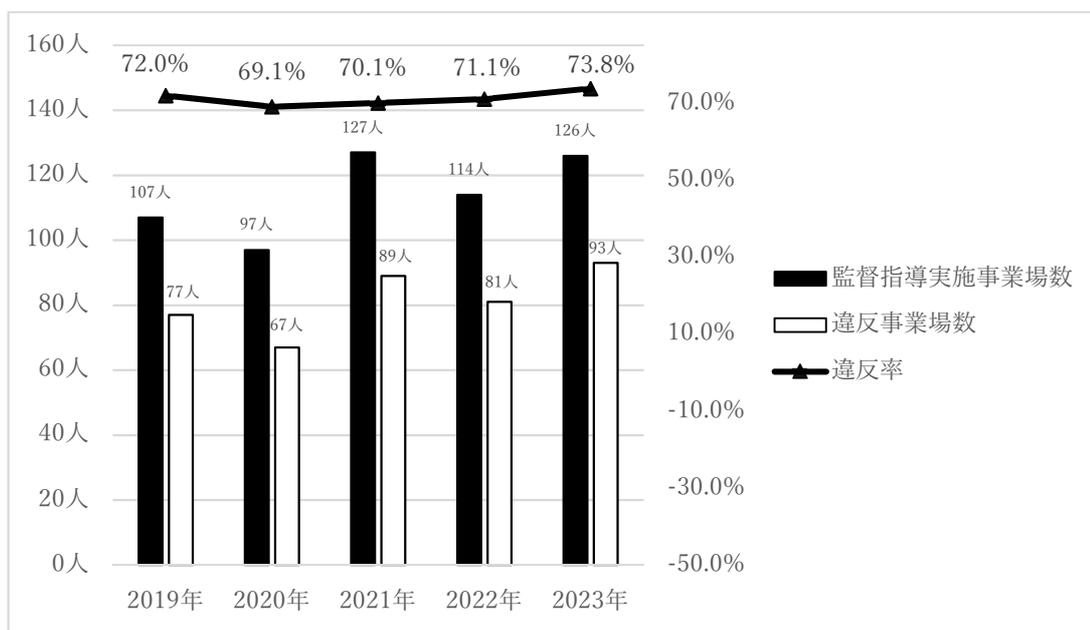
(単位:人)



出典: 出入国在留管理庁「都道府県別技能実習生の失踪者数」を基に作成

- ・ 厚生労働省によると、令和5年に本県の技能実習実施者のうち 126 事業場において監督指導が実施され、93 事業場(違反率 73.8%)において労働基準法関係法令違反が認められた。主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準(35.7%)、②割増賃金の支払(11.9%)、③年次有給休暇(11.9%)、④労働時間(8.7%)の順に多かった。(図表 55)

【図表 55:技能実習実施機関に対する監督指導状況等】(令和5年は速報値)



出典:福岡労働局公表資料を基に作成

3 取組の方向性

本県における外国人材に係るこれまでの取組や外国人材を巡る現状・課題を踏まえ、今後も増加が見込まれる外国人材を、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、温かく迎え入れ、定着を促進するため、今後の取り組むべき基本的な方向性を設定する。

(1) 外国人材の安定的な確保

- ・ 質の高い日本語教育を行っているかなど、送り出し機関を見極め、必要に応じて地方政府と連携協定を締結していくなど、送り出し国との連携強化に取り組む。
- ・ 国内外で外国人材の確保に係る地域間競争が激化する中、今後、本県が優秀な外国人材を安定的に受け入れられるよう、県内の受入企業や監理団体等に対する支援・連携強化を推進する。
- ・ 本県の認知度向上を図り、外国人材に選ばれる県になるために、温暖な気候、物価の安さ、通勤時間の短さなど、賃金だけでは計ることのできない、都会にはない本県の魅力をPRする。

(2) 外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備

- ・ 県内産業の人手不足を緩和し、地域経済の活性化を図るため、本県で働く外国人材が地域に定着し、地域社会の重要な構成員として長く活躍できるよう、適切な就労環境や外国人材が入居できる住居の確保、多言語による生活情報の発信、日本語等の教育を受ける機会の提供、各種相談対応など、支援体制の充実を図る。
- ・ 外国人材に対する日本語教育や鹿児島県の歴史・自然等を体験する機会の提供など、外国人材が安心して働き、暮らせる環境の整備に向けた企業等の取組を支援する。

(3) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

- ・ 外国人材に日本の文化・ルール等を理解してもらうだけでなく、県民も、外国人材を温かく迎え入れ、相手の文化・習慣等の違いを尊重しようとする意識を醸成するとともに、地域住民と外国人材がお互いの文化等の違いを認め合い、地域との交流を促進することにより、共に生きる社会の実現を目指す。

4 今後の施策展開

(1) 外国人材の確保

① 送り出し国との関係構築

- ・ 本県における外国人労働者の約半数を占めるベトナムとは、2019年10月にハイズオン省と締結した連携協定に基づき、県内企業が必要とする人材を安定的に送り出してもらうためのスキームを確立し、同省送り出し機関と県内監理団体とのマッチングを実施している。
- ・ 2023年7月にはベトナム国立農業大学と連携協定を締結し、まずは農業分野の技能実習生の受入れを促進しつつ、県内企業のニーズを踏まえ、農業以外の高度人材の受入れについて検討していくこととしている。
- ・ 地域住民と在留ベトナム人が共にベトナムの旧正月(テト)を祝う「ベトナム・テトフェスタ」を開催している。
- ・ ただし、ベトナムに関しては、自国の経済成長に伴い、数年後には送り出しの減少も想定される。
- ・ 独立行政法人国際協力機構の「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書(2022年3月)」(以下、「JICA報告書」という。)によると、1人当たりGDP7,000ドルまでは、経済水準の上昇とともに日本向けの割合が上昇し、7,000ドルを超えると日本向けの割合が低下するとの分析結果が出ている。(またIMFの研究によると、1人当たりGDPが2,000ドル位になると移民送り出し圧力は低下するものの、高所得国への移動は7,000ドル位に達するまで高まり続けるとされている。)

ア 関係強化を図る対象国の選定

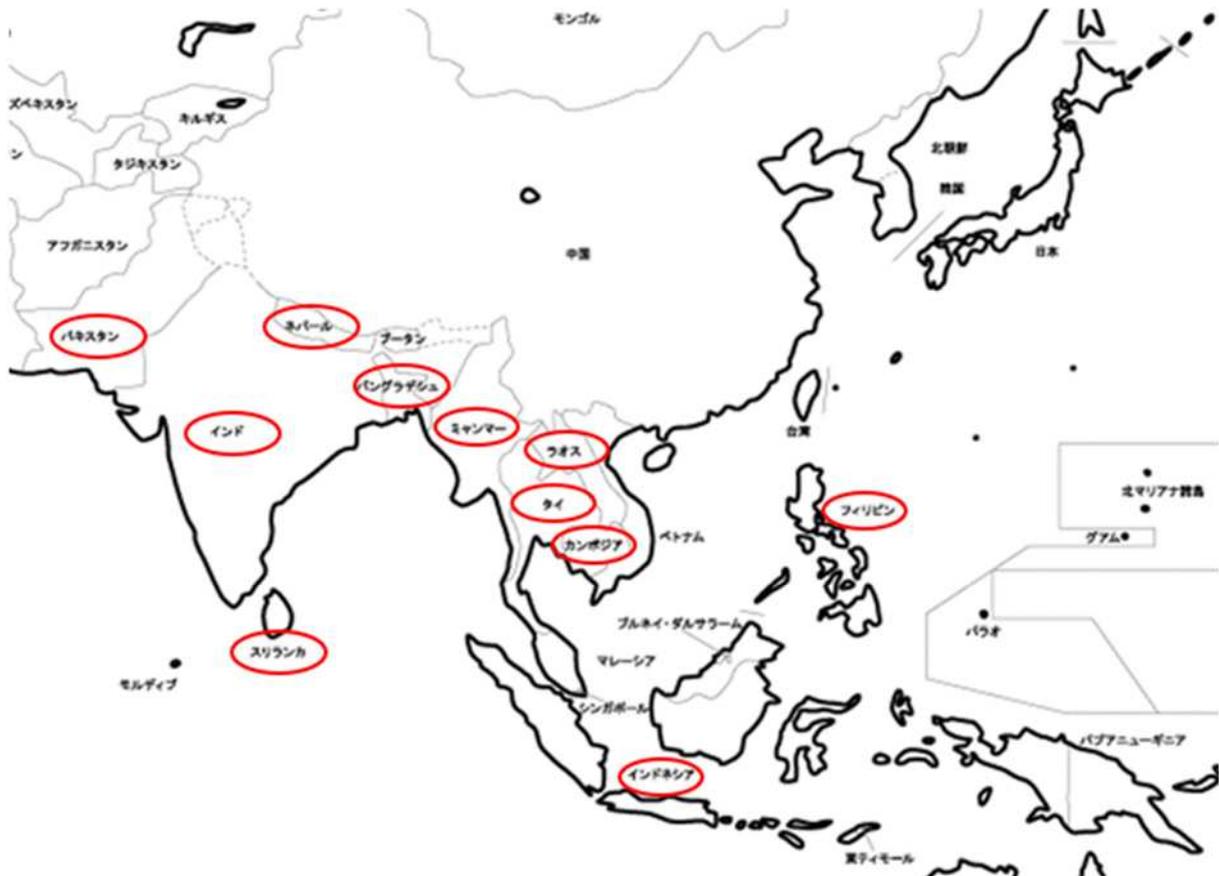
- ・ 本県が関係強化を図る送り出し国については、JICA報告書において主要な送り出し国として設定されている13か国(※)のうち、「技能実習に関する二国間取り決め(協力覚書)」及び「特定技能に関する二国間の協力覚書」を締結している国からベトナム及び中国を除いた以下の11か国(以下、「対象11か国」という。)について、人口規模や経済状況、生活習慣、企業ヒアリング結果等を総合的に勘案して、現時点で有望と考えられる国を検討する。

(※)…カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ、中国

【図表 56:対象 11 か国】

| 地域 | 国 |
|-------|--------------------------------------|
| 東南アジア | カンボジア, インドネシア, ラオス, ミャンマー, フィリピン, タイ |
| 南アジア | バングラデシュ, インド, ネパール, パキスタン, スリランカ |

【図表 57:アジア地図】



【図表 58:「技能実習に関する二国間取り決め(協力覚書)」及び「特定技能に関する二国間の協力覚書」の締結状況(署名年月日)】

| | カンボジア | インドネシア | ラオス | ミャンマー | フィリピン | タイ |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 技能実習 | 2017. 7. 11 | 2019. 6. 25 | 2017. 12. 9 | 2018. 4. 19 | 2017. 11. 21 | 2019. 3. 27 |
| 特定技能 | 2019. 3. 25 | 2019. 6. 25 | 2022. 7. 28 | 2019. 3. 28 | 2019. 3. 19 | 2020. 2. 4 |

| | バングラデシュ | インド | ネパール | パキスタン | スリランカ | 参考: ベトナム |
|------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 技能実習 | 2018. 1. 29 | 2017. 10. 17 | 2024. 1. 1 | 2019. 2. 26 | 2018. 2. 1 | 2017. 6. 6 |
| 特定技能 | 2019. 8. 27 | 2021. 1. 18 | 2019. 3. 25 | 2019. 12. 23 | 2019. 6. 19 | 2019. 5. 20 |

署名年月日を記載
出典: 出入国在留管理庁及び厚生労働省公表資料

(ア) 人口及び国内在留者数

- ・ 図表 59 のとおり、2023 年において、対象 11 か国の中で生産年齢人口が多い国は、インド(9億 7,819 万人)、インドネシア(1億 9,126 万人)、パキスタン(1億 4,544 万人)、バングラデシュ(1億 1,200 万人)、フィリピン(7,598 万人)、タイ(5,033 万人)、ミャンマー(3,702 万人)である。
- ・ 日本国内における在留者数は、フィリピン(322,046 人)が最も多い。「技能実習」数を見ると、インドネシア(74,387 人)のほか、フィリピン(35,932 人)、ミャンマー(26,352 人)、カンボジア(14,187 人)などが比較的多くの人材を送り出している。
- ・ 「特定技能」については、インドネシア(34,255 人)、フィリピン(21,367 人)、ミャンマー(11,873 人)、カンボジア(4,664 人)の順に多くなっている。
- ・ 「技術・人文知識・国際業務」については、ネパール(32,862 人)、スリランカ(12,223 人)、インド(12,177 人)、ミャンマー(10,511 人)の順に多くなっている。

【図表 59:各国の人口及び在留者数等】

| | カンボジア | インドネシア | ラオス | ミャンマー | フィリピン | タイ |
|----------------|---------|----------|--------|---------|----------|---------|
| 人口 | 1,690万人 | 27,900万人 | 744万人 | 5,114万人 | 10,904万人 | 6,609万人 |
| 生産年齢人口 | 11.1百万人 | 191.3百万人 | 5.0百万人 | 37.0百万人 | 76.0百万人 | 50.3百万人 |
| 在留者数(日本) | 23,750人 | 149,101人 | 3,859人 | 86,546人 | 322,046人 | 61,771人 |
| うち技能実習 | 14,187人 | 74,387人 | 1,182人 | 26,352人 | 35,932人 | 11,287人 |
| うち特定技能 | 4,664人 | 34,255人 | 173人 | 11,873人 | 21,367人 | 4,359人 |
| うち技術・人文知識・国際業務 | 616人 | 6,675人 | 98人 | 10,511人 | 9,632人 | 2,884人 |
| 在留者数(本県) | 236人 | 2,605人 | 50人 | 796人 | 2,460人 | 107人 |
| うち技能実習 | 127人 | 1,666人 | 48人 | 610人 | 454人 | 13人 |
| うち特定技能 | 87人 | 723人 | 1人 | 71人 | 584人 | 16人 |
| うち技術・人文知識・国際業務 | 1人 | 26人 | 0人 | 46人 | 30人 | 3人 |

| | バングラデシュ | インド | ネパール | パキスタン | スリランカ | 参考:ベトナム |
|----------------|----------|-----------|----------|----------|---------|----------|
| 人口 | 17,119万人 | 141,717万人 | 3,055万人 | 24,149万人 | 2,204万人 | 10,030万人 |
| 生産年齢人口 | 112.0百万人 | 978.2百万人 | 19.3百万人 | 145.4百万人 | 14.5百万人 | 68.0百万人 |
| 在留者数(日本) | 27,962人 | 48,835人 | 176,336人 | 25,334人 | 46,949人 | 565,026人 |
| うち技能実習 | 1,147人 | 790人 | 2,199人 | 73人 | 1,752人 | 203,184人 |
| うち特定技能 | 285人 | 230人 | 4,430人 | 9人 | 995人 | 110,648人 |
| うち技術・人文知識・国際業務 | 5,620人 | 12,177人 | 32,862人 | 4,653人 | 12,223人 | 93,391人 |
| 在留者数(本県) | 76人 | 48人 | 691人 | 93人 | 60人 | 5,607人 |
| うち技能実習 | 8人 | 4人 | 24人 | 0人 | 0人 | 3,311人 |
| うち特定技能 | 1人 | 0人 | 46人 | 0人 | 5人 | 1,466人 |
| うち技術・人文知識・国際業務 | 9人 | 4人 | 167人 | 28人 | 20人 | 332人 |

出典

- ・ 人口…外務省公表資料
- ・ 生産年齢人口…世界銀行公表データ
- ・ 在留者数…出入国在留管理庁「在留外国人統計」R5年12月末

(イ) 経済状況

- ・ 各国のGDP成長率, GDP, 1人あたりGDPなどの状況は, 図表60のとおりである。
- ・ 1人あたりGDPは, 一般的に 3,000 ドルを超えると自動車等の耐久消費財の普及が進むといわれており, その国の経済の発展度合いや国民の経済的な豊かさを表す指標のひとつであるが, タイ(7,337ドル), インドネシア(4,920ドル)などが比較的高くなっている。
- ・ また, 日本で就労後, 帰国した人材の母国での活躍の場のひとつであると考えられる現地日系企業の数も, 日本での就労に向けた動機付けとしてプラスに働く可能性が高い。現地日系企業数は, インドネシア(2,103社), タイ(1,656社), フィリピン(1,434社), インド(1,400社)が多くなっている。

【図表 60: 各国の経済状況】

| | カンボジア | インドネシア | ラオス | ミャンマー | フィリピン | タイ |
|----------|---------|-----------|---------|---------|----------|----------|
| GDP成長率 | 5.0% | 5.1% | 3.7% | 2.5% | 5.5% | 1.9% |
| GDP総額 | 309億ドル | 11,790億ドル | 150億ドル | 595億ドル | 3,936億ドル | 5,135億ドル |
| 1人あたりGDP | 2,460ドル | 4,920ドル | 2,004ドル | 1,190ドル | 3,868ドル | 7,337ドル |
| 失業率 | 0.2% | 5.3% | 18.5% | - | 4.4% | 1.2% |
| 現地日系企業数 | 250社 | 2,103社 | 110社 | 343社 | 1,434社 | 1,656社 |

| | バングラデシュ | インド | ネパール | パキスタン | スリランカ | 参考: ベトナム |
|----------|----------|-----------|---------|----------|---------|----------|
| GDP成長率 | 5.8% | 8.2% | 5.6% | 2.4% | -2.3% | 5.0% |
| GDP総額 | 3,055億ドル | 35,499億ドル | 408億ドル | 3,765億ドル | 771億ドル | 4,300億ドル |
| 1人あたりGDP | 2,643ドル | 2,485ドル | 1,337ドル | 1,680ドル | 3,830ドル | 4,324ドル |
| 失業率 | 4.2% | 8.1% | - | - | 4.7% | 2.8% |
| 現地日系企業数 | 338社 | 1,400社 | - | 74社 | 120社 | 2,050社 |

出典

- ・ GDP成長率…ジェトロ, 外務省公表資料(2023年)※1
- ・ GDP総額…外務省公表資料※2
- ・ 1人あたりGDP…ジェトロ, 外務省公表資料(2023年)※1
- ・ 失業率…ジェトロ公表資料(2023年)※3
- ・ 現地日系企業数…ジェトロ公表資料(2024年)※4

※1…バングラデシュ(2022年7月~2023年6月), ミャンマー(2023年10月~2024年9月), パキスタン(2023年7月~2024年6月)ネパール(2022年)

※2…カンボジア, インド, タイ, インドネシア, ベトナム(2023年)ラオス, バングラデシュ, スリランカ, パキスタン, ネパール(2022年)フィリピン(2021年), ミャンマー(2021/22年度)

※3…ラオス(2022年), バングラデシュ(2022年7月~2023年6月)

※4…バングラデシュ(2023年), インド, フィリピン, インドネシア(2022年)

(ウ) 生活習慣等

- ・ 仏教徒の割合が高い国は、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、スリランカである。
- ・ インドネシア、バングラデシュ、パキスタンはイスラム教徒が多い。イスラム教徒を受け入れるに当たっては、毎日の礼拝や食事に関する戒律などへの配慮が必要である。
- ・ 各国の主な言語は以下のとおり。フィリピンでは公用語として英語も使われており、英語によるコミュニケーションが取りやすい。(図表 61)

【図表 61:各国の主な宗教・言語】

| | カンボジア | インドネシア | ラオス | ミャンマー | フィリピン | タイ |
|----|-------|---|------|--|--|--------------------------|
| 宗教 | 仏教 | イスラム教 (87%) キリスト教 (10%) ヒンドゥー教 (2%) 他 | 仏教 | 仏教 (88%) キリスト教 (6%) イスラム教 (4%) 他 | カトリック教 (83%) その他キリスト教 (10%) イスラム教 (5%) 他 | 仏教 (95%) イスラム教 (4%) 他 |
| 言語 | クメール語 | インドネシア語 | ラオス語 | ミャンマー語 シャン語 カレン語 英語 | フィリピン語 英語 | タイ語 |

| | バングラデシュ | インド | ネパール | パキスタン | スリランカ | 参考: ベトナム |
|----|-------------------------------------|---|---|-----------------------------------|---|-----------------------|
| 宗教 | イスラム教 (91%) ヒンドゥー教・仏教・キリスト教 (9%) | ヒンドゥー教 (80%) イスラム教 (14%) キリスト教 (2%) 他 | ヒンドゥー教 (81%) 仏教 (9%) イスラム教 (4%) 他 | イスラム教 (97%) キリスト教・ヒンドゥー教等 (3%) | 仏教 (70%) ヒンドゥー教 (13%) イスラム教 (10%) 他 | 仏教 カトリック カオダイ教他 |
| 言語 | ベンガル語 | ヒンディー語 英語 ウルドゥー語 ベンガル語等 | ネパール語 | ウルドゥー語、英語 | シンハラ語 タミル語 英語 | ベトナム語 |

出典
ジェトロ、外務省公表資料

- ・ 各国における日本語教育機関数は、インドネシアが最も多く (2,958 機関)、続いてタイ(676 機関)、インド(323 機関)、フィリピン(242 機関)、ネパール(241 機関)の順に多い。(図表 62)
- ・ 人口10万人あたりの学習者数は、タイ(278.8 人)、インドネシア (263.4 人)、ラオス(48 人)、スリランカ(47.9 人)、フィリピン(40.8 人)の順に多い。(図表 62)

【図表 62:各国の日本語教育機関等】

| | カンボジア | インドネシア | ラオス | ミャンマー | フィリピン | タイ |
|---------------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|
| 日本語教育機関数 | 51機関 | 2,958機関 | 16機関 | 189機関 | 242機関 | 676機関 |
| 人口10万人あたり学習者数 | 25.3人 | 263.4人 | 48.0人 | 37.1人 | 40.8人 | 278.8人 |

| | バングラデシュ | インド | ネパール | パキスタン | スリランカ | 参考:ベトナム |
|---------------|---------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 日本語教育機関数 | 116機関 | 323機関 | 241機関 | 5機関 | 89機関 | 629機関 |
| 人口10万人あたり学習者数 | 5.1人 | 3.0人 | 36.4人 | 0.1人 | 47.9人 | 176.3人 |

出典
国際交流基金「海外の日本語教育の現状 2021年度海外日本語教育機関調査より」

(エ) 特定技能試験の実施状況について

- ・ 各国における特定技能試験の実施状況(2024年)は、インドネシア及びフィリピン(10分野)、ネパール及びスリランカ(7分野)、タイ(6分野)の順に多くなっている。(図表 63)

【図表 63:各国の特定技能試験の実施状況】

| 海外での実施状況 | 分野 | | | | | | | | | | | 実施分野数 | |
|----------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| | 介護 | ビルクリーニング | 工業製品製造業 | 建設 | 造船・船用工業 | 自動車整備 | 航空(空港ゲラハ) | 宿泊 | 農業 | 漁業 | 飲食品製造業 | | 外食業 |
| カンボジア | 2024.11 | | | 2024.11 | | | | | 2024.11 | | | 2024.11 | 4 |
| インドネシア | 2024.11 | 2024.11 | 2024.12 | 2024.11 | | | 2024.9 | 2024.11 | 2024.11 | 2024.11 | 2024.11 | 2024.11 | 10 |
| ラオス | | | | | | | | | | | | | 0 |
| ミャンマー | 2024.11 | | | 2024.11 | | | | 2024.11 | 2024.11 | | | 2024.11 | 5 |
| フィリピン | 2024.11 | 2024.8 | 2024.12 | 2024.11 | | 2024.11 | 2024.5 | 2024.11 | 2024.11 | | 2024.11 | 2024.11 | 10 |
| タイ | 2024.11 | 2024.12 | 2024.12 | 2024.11 | | | | | 2024.11 | | | 2024.11 | 6 |
| バングラデシュ | 2024.11 | | | 2024.11 | | | | | 2024.11 | | | | 3 |
| インド | 2024.11 | | | 2024.11 | | | | 2024.11 | 2024.11 | | | | 4 |
| ネパール | 2024.11 | 2024.11 | | 2024.11 | | | 2024.7 | 2024.11 | 2024.11 | | | 2024.11 | 7 |
| パキスタン | | | | | | | | | | | | | 0 |
| スリランカ | 2024.11 | 2024.12 | | 2024.11 | | | 2024.12 | 2024.11 | 2024.11 | | | 2024.11 | 7 |
| ベトナム | 2024.11 | | | 2024.11 | | 2024.11 | | 2024.11 | 2024.11 | | | | 5 |

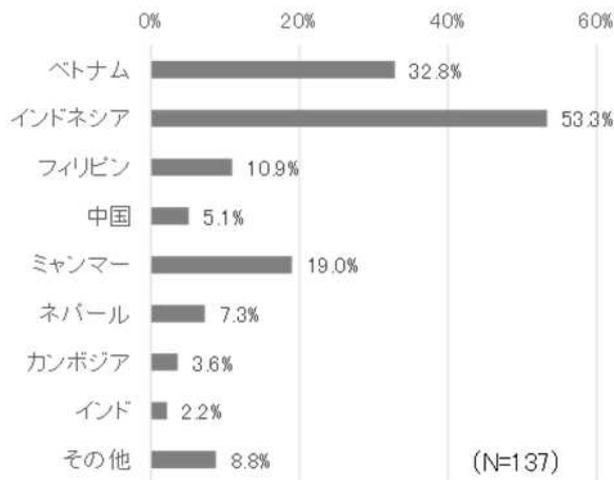
※令和6年度における実施済みまたは直近の実施予定年月を記載。(R6.10.31時点)

※出典:出入国在留管理庁公表資料「在留資格「特定技能1号(2号)」に係る試験実施予定一覧表(2024.10.31時点)及び「特定技能総合支援サイト(出入国在留管理庁)」の情報を当該で加工

(オ) 企業ニーズについて

- ・ 事業所アンケート結果によると、外国人材を雇用している事業所に、今後5年間で受入れを増やしたい送出し国の意向を尋ねた結果、インドネシアが53.3%で最も多く、次いでベトナム(32.8%)、ミャンマー(19%)となった。(図表 64)

【図表 64: 受入れ増やしたい送出し国】



(カ) 関係強化を図る送り出し国について

- ・ 今後、関係を強化する送り出し国としては、対象の11か国のうち、人口規模、経済状況等に加え、これまで出された関係団体の意見、アンケート調査結果等を踏まえて、次の4か国が有望と考えている。(図表 59～64)

a インドネシア

- ・ 現地日系企業の数が多く(2,103社)、日本での就労に向けた動機付けとしてプラスに働く可能性が高い。
- ・ 日本語教育機関数が多く(2,958機関)、日本での就労を目指す人材が増えると考えられる。
- ・ 特定技能試験の実施分野数(2024年)がフィリピンと並んで多く、特定技能外国人の増加が期待される。
- ・ 今後5年間で受入れを増やしたい送出し国として最も多く(53.3%)、今後も雇用する企業が増えると考えられる。

地方政府や教育機関などと連携協定を締結し、技能実習生や特定技能外国人などの外国人材を安定的に受け入れるスキームを構築するとともに、各業界団体のニーズに基づいた各分野(製造、農業、建設等)における外国人材の受入れを支援する。

b フィリピン

- ・ 現地日系企業の数が多く(1,434社)、日本での就労に向けた動機付けとしてプラスに働く可能性が高い。
- ・ 日本語教育機関数が多く(242機関)、日本での就労を目指す人材が増えると考えられる。また、英語でのコミュニケーションがとれる。
- ・ 特定技能試験の実施分野数(2024年)がインドネシアと並んで多く、特定技能外国人の増加が期待される。
- ・ 経済連携協定(EPA)による介護福祉士候補者の国内受入実績があるほか、特定技能の介護分野において他国に先行して技能試験が実施されるなど、特に介護分野において有望である。

地方政府や教育機関などと連携協定を締結し、技能実習生や特定技能外国人などの外国人材を安定的に受け入れるスキームを構築するとともに、各業界団体のニーズに基づいた各分野（製造、農業、医療・福祉等）における外国人材の受入れを支援する。

c ミャンマー

- ・ 2021年のクーデター以降、経済的に厳しい状況が続いており、国内情勢の見通しが立たない状況から、高度人材等、海外での就労希望者が増加している。

※ 本県における在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、ネパール(167人)に次いで2番目に多くなっている(46人)。

教育機関などと連携協定を締結し、技能実習生や特定技能外国人などの外国人材を安定的に受け入れるスキームを構築するとともに、各業界団体のニーズに基づいた各分野（製造、医療・福祉等）における外国人材の受入れを支援する。

d インド

- ・ 現地日系企業の数が多く(1,400社)、日本での就労に向けた動機付けとしてプラスに働く可能性が高い。
- ・ 日本語教育機関数が多く(323機関)、日本での就労を目指す人材が増えると考えられる。
- ・ 人口規模や生産年齢人口の割合、経済状況等から、今後の送り出し人数の拡大、安定的な送り出しについて、潜在可能性が高い。

インド人材に関する企業等ニーズを聴取しながら、現地送り出し機関等の調査や政府機関等のヒアリング等を行い、連携協定の締結、技能実習生や特定技能外国人などの各分野の外国人材を安定的に受け入れるスキームの構築、送り出し機関と県内監理団体、事業者等とのマッチング等を検討する。

- ・ 今後の外国人材の送り出しについては、外国人材の安定的な確保のため、送り出し機関における教育水準等を見極め、必要に応じて政府機関と連携協定を締結していく。

② 高度外国人材の確保

- ・ IT分野など、人材が不足する各分野における高度外国人材を、県内企業が海外から獲得するためにインターンシップを実施する。
- ・ 外国人材の雇用に係る事業者向け相談窓口の設置や高度外国人材に関するセミナーの開催など、外国人材雇用の取組を支援する。

③ 外国人留学生等の県内就職の促進

- ・ 県内事業者の国際的なビジネス展開を支援するため、県内大学や専門学校等に在籍する外国人留学生等と事業者の交流やマッチングをとおして、県内就労を促進する。

④ 業界団体等と連携した外国人材の確保・受入の促進

ア 介護

<課題>

- ・ 介護については、介護職員が不足する中、県はこれまで、留学生や特定技能外国人と受入希望介護施設等のマッチングを実施しているが、関係団体との意見交換等において、外国人材の雇用に際し、仲介業者への紹介手数料、渡航費用などの初期費用の負担が大きいとの意見があり、受入れの課題となっている。

- ・ 外国人材受入に関する在留資格などの制度や受入体制など、基本的なことを知りたいといった声もあり、外国人材受入に関する必要な情報提供が課題となっている。

- ・ 介護分野において、長期に日本で就労するためには、在留資格「介護」を取得する必要があるが、介護福祉士の資格取得に必要な取組の支援が課題となっている。

- ・ 日本語をはじめ日本の介護に不慣れな外国人介護人材が、介護現場で円滑に就労・定着できるように、コミュニケーションを促進する取組、生活支援に必要な取組の支援が課題となっている。

- ・ 介護人材の確保を図るため、外国人介護人材の受入れを希望する介護施設等と本県介護施設等での就労を希望する留学生や特定技能外国人とのマッチングなど、介護施設等が実施する外国人介護人材確保のための取組を支援する。また、留学生を受け入れる介護施設等が留学生に給付する居住費等を助成することで、留学生の受入を促進する。

- ・ 介護施設等が外国人介護人材の受入れをスムーズに行えるよう、情報提供を行うとともに、関係団体・施設のニーズを聞きながら、受入施設の負担の軽減につながる取組を進める。

- ・ 経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人介護福祉士候補者に対して、受入施設が実施する日本語及び介護分野の専門知識に係る学習全般に必要な経費を助成することで、候補者の円滑な就労・研修を支援する。
- ・ 介護福祉士を目指す留学生を受け入れる介護福祉士養成施設が実施する日本語学習や専門知識を強化するために必要な経費を助成することで、将来的な介護人材の確保を図る。
- ・ 外国人介護人材を受け入れる介護施設等が実施する①介護福祉士の資格取得に必要な取組, ②コミュニケーションを促進する取組, ③生活支援に係る取組の経費を助成することで、外国人介護職員の円滑な就労・定着を図る。
- ・ 外国人介護人材が県内の介護事業所において、円滑に就労・定着できるような環境を整備するため、介護の日本語や文化の理解等、介護技能の向上につながる集合研修を実施する。

イ 建設

<課題>

- ・ 建設分野における担い手不足が課題となる中で、外国人の受入れは増加してきており、引き続き、外国人など多様な人材の確保に必要な環境の整備を促進する必要がある。
- ・ 外国人材を受け入れている事業者からは、現場特有の専門用語があり、日本語での会話が難しく、コミュニケーションがとりにくいという声や、賃金水準の高い都市部への流出を懸念する声が聞かれる。
- ・ 今後の受入れに向けては、外国人材の雇用に関する十分な情報を求める声や、受入体制を整備することが難しく雇用に至らないとの声などがある。
- ・ 業界団体と連携して、先進・優良事例における受入体制整備の状況などについて情報発信を行うとともに、相談先やセミナーの開催状況など、必要な情報の提供を行う。
- ・ 建設分野に係る技能研修、日本語研修、安全衛生研修等の受講支援など、外国人材の技能習得に対する支援を検討する。

ウ 農業

<課題>

- ・ 本県の農業分野における外国人労働者は年々増加傾向にあり、高齢化や人口減少が急速に進む農村地域では、地域農業を支える貴重な人材として活躍している。
 - ・ このような中、県では、監理団体や関係機関・団体等で構成される「県農業分野技能実習制度適正推進協議会」を設置し、監理団体との意見交換会や研修会等を開催し、農業法人や農協等に対し、技能実習制度の趣旨を踏まえた制度の普及・啓発や適正実施に向けた指導・助言等を実施している。
 - ・ これまでの取組を踏まえ、引き続き、技能実習生の安定的な確保に向けた取組を推進する必要がある。
 - ・ 本県の露地野菜や茶など農閑期がある品目を主体とする農家からは、「周年雇用は難しいため、農繁期のみ短期的な労働力を確保したい」といった声が聞かれるが、特定技能の派遣会社を活用する際、受入農家が負担する派遣人材の移動費や住宅の確保等が課題となっている。
 - ・ 令和6年度からは、ベトナムとの連携協定に基づく人材確保及び技術協力を推進するため、農業分野においては、ベトナム国立農業大学からの技能実習生やハイズオン省からの技術職員の受入れに向けた取組を実施している。
-
- ・ 「県農業労働力支援センター」や「県農業分野技能実習制度適正推進協議会」と連携して、技能実習(育成就労)制度や受入れのための環境整備などに関する研修会の開催、農業法人等からの相談対応、労働力確保に関する情報提供など、外国人材受入制度の理解促進や外国人材の安定的な受入れ・定着に向けた取組のほか、技能実習から特定技能への移行の促進など外国人材の安定的な確保に向けた取組を進める。
 - ・ 農協等が実習実施者となり、農家から農作業を請け負ったほ場や農協の施設を活用して、年間を通じて技能実習を行う「農作業請負方式技能実習」については、国の農業技能実習事業協議会が定めたガイドラインに基づき、技能実習計画の確認、実施状況の確認などにより、適正な技能実習の実施を推進する。
 - ・ 本県においても、特定技能を「派遣」で受入れるニーズが高まりつつあることから、特定技能の安定的な確保を図るため、県内外からの特定技能の「リレー派遣」の活用を推進する。

- ・ 今後の本県における新たな送り出し国との関係構築の状況や技能実習による受入状況等も踏まえて、新たな送り出し国からの外国人材の受入れ・定着に向けた取組を進める。

エ 宿泊・飲食サービス業

<課題>

- ・ 本県の宿泊業に就労する外国人労働者数は、近年増加傾向にあることから、外国人材の活用は進んでいるところであるが、本県の宿泊業・飲食サービス業の欠員率は継続して高い水準にあることから、引き続き、外国人材の活用に向けた取組を行う必要がある。
- ・ 本県の観光関連事業者等における外国人材の受入れを促進するため、引き続き、観光関連事業者等を対象とした、外国人材の活用に関するセミナー等を開催する。
- ・ 本県の宿泊業における外国人材の安定的な受入れにつなげるため、観光業界で働く外国人材目線での働きがいなど、SNS等を活用した宿泊業の魅力の発信について検討する。
- ・ 飲食サービス業については、業界団体と連携しながら、外国人材の受入れ、活用等に関するセミナー等を開催する。

オ 林業・木材産業

<課題>

- ・ 林業については、令和6年度から技能実習制度や特定技能制度の外国人材の活用に関する制度が大きく変更となったところであり、今後、外国人材の活用が増加することが見込まれる。
- ・ 木材産業については、令和5年度から技能実習制度、令和6年度から特定技能制度の外国人材の活用に関する制度が大きく変更となったところであり、今後、外国人材の活用の増加が見込まれる。
- ・ 国の制度改正の詳細な内容を注視し、林業・木材産業分野の外国人材活用に関する情報収集・提供を行う。また、県内の林業事業者や製材工場の外国人雇用に関するニーズの把握に努め、外国人材の技術向上や労働環境の整備等について検討を行う。

カ その他(自動車運送業, ビルクリーニング, 製造業(工業製品, 飲食料 品), 造船・船用工業, 自動車整備, 航空, 漁業, 鉄道)

- ・ その他の産業については、今後、業界団体からの要望や国の動向を踏まえ、受入事業者がどのような支援を必要としているか、事業者と意見交換をしながら、必要に応じて、効果的な施策の展開について検討していく。

⑤ 本県の魅力のPR

- ・ 外国人材向けに、本県の豊かな自然や文化，生活費が安く通勤距離が短いなどの暮らしやすさに加えて，本県で働く魅力や本県で活躍する外国人材の様子等について，パンフレットやSNSを活用してPRし，本県の認知度・イメージの向上を図る。

(2) 外国人材に対する支援

<課題>

- ・ 令和6年7月に実施した多文化共生に関する実態調査においては、外国人住民からは「会社や学校以外の地域の日本人住民との交流が少ない」といった声が寄せられているほか、仕事で重要だと考えることに「条件(賃金・待遇)」、「仕事の内容」の次に「暮らしやすい地域か」が挙げられており、日本人住民と外国人住民が共に暮らしやすい地域づくりに取り組んでいく必要がある。
- ・ 教育については、外国人の子供の就学状況を把握し、就学機会の確保に努める必要がある。また、日本語指導が必要な児童生徒への指導について、実態に応じて充実させる必要がある。
- ・ 外国人材向け住宅確保については、本県では、賃貸住宅への入居について、賃貸人が、本国と異なる習慣や言語、近隣住民との協調性への不安などから、入居を制限する状況がある。

① 相談体制の充実

- ・ 外国人住民が、在留資格や雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語による相談体制の充実を図る。
- ・ 市町村等に出向く出張相談を実施するなど、相談窓口へ来ることが難しい外国人住民の相談ニーズに対応する。
- ・ 市町村や国等の関係機関で構成する「多文化共生社会推進会議」を開催し、外国人が住みやすい地域づくりに向け、関係機関の連携強化を図る。

② 防災、医療体制等の構築支援

- ・ 災害発生時などの緊急時における外国人住民へのコミュニケーション支援や多言語化した情報発信の取組により、外国人住民の安心・安全を図る。
- ・ 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストの公表や、国が実施する希少言語に対応した遠隔通訳サービス等の県ホームページでの周知を図る。

③ 外国人材が住みやすい生活・環境整備

- ・ 出入国管理庁が公表している「生活・就労ガイドブック」について、県ホームページ掲載や関係機関への周知を行う。

- ・ 事業者等が行う外国人材向けの環境整備(Wi-Fi 等)に対する支援について検討する。
- ④ 外国人材の家族等に対する教育支援
- ・ 小中学校においては、日本語教室を設置している学校に対する教員の加配措置を行う。
 - ・ 併せて、外国人の子供の就学状況の把握を行いながら市町教育委員会等と連携を図り、日本語指導が必要な児童生徒の就学機会が確保されるよう努めるとともに、易しい日本語の教材等を活用した個別指導，チームティーチングなどを通じて，児童生徒の実態に応じた支援を行うなど，市町村教育委員会等と連携した学習環境の整備に努める。
 - ・ 高等学校においては，外国人生徒を対象とした入学ガイダンスや進路実現に向けたキャリア教育の充実に取り組みるとともに，個々の生徒の諸課題等に組織的に対応し，高校生活に適応しやすい学習環境の整備に努める。
- ⑤ 外国人材が入居できる住宅の確保
- ・ 県居住支援協議会と連携し，住宅確保要配慮者である外国人の入居を拒まない民間賃貸住宅「セーフティネット住宅」の登録促進のため，不動産関係者，住宅所有者及び管理者等の賃貸人に対しセミナー等の開催による普及啓発を図るとともに，地域にある空き家をセーフティネット住宅として活用するための改修費補助制度の活用促進も図り，外国人が入居しやすい住宅の確保に努める。
 - ・ 外国人の県営住宅への入居について，中長期滞在者は県民と同様の取扱いとし，また，外国人労働者の雇用法等が，社宅・寮として利用する場合については，所定の手続きを踏めば利用が可能(住宅政策室)としていることから，外国人材や企業等への周知の徹底を図る。
 - ・ 事業者が地域にある空き家などを社宅・寮へ改修する経費の支援の検討を行う。

(3) 事業者等に対する支援・連携強化

<課題>

- ・ 受け入れた外国人材に定着してもらうためには、企業における外国人材の受入環境及び地域における受入環境をより充実させていく必要がある。
- ・ 外国人材の受入れを検討、あるいは受け入れている企業からの県に対する声として、専門家に相談できる窓口の設置や、外国人材の雇用・管理に関するセミナー開催を望む声、企業が行う外国人材の受入体制の整備や外国人材と地域住民が交流する取組への財政支援を望む声がある。

① 県内監理団体及び登録支援機関のネットワーク構築

- ・ 外国人が安心して働き、暮らせる鹿児島県の実現のため、官民によるネットワークを構築し、趣旨に賛同する県内監理団体及び登録支援機関の活用促進を図る。

② 地域との交流等の支援

- ・ 受入事業者、監理団体、登録支援機関、業界団体等が行う外国人材の受入れや定着に向けた取組(地域との交流等)を支援する。

③ 外国人材の技能習得等に対する支援

- ・ 外国人材の技術習得に積極的に取り組んでいる企業等に対し、取得に係る費用等の支援を行う。

④ 日本語教育の支援

- ・ 受入事業者、監理団体、登録支援機関、業界団体等が行う外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組(日本語能力の向上等)を支援する。

⑤ 企業向け相談体制の充実や制度理解の促進

- ・ 外国人材の雇用に係る事業者向け相談窓口の設置やセミナーの開催など、外国人材雇用の取組を支援する。

(4) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

<課題>

- ・ 県内に住む外国人の更なる増加が見込まれる中、多文化共生社会の実現の重要性が高まっている。
- ・ 日本人と異なる言語・文化・習慣を持つ外国人住民と日本人住民が共生していくには、住民一人ひとりが、相互理解を深めていくことが重要である。
- ・ 令和6年7月に実施した多文化共生に関する実態調査においては、外国人住民からは「会社や学校以外の地域の日本人住民との交流が少ない」、日本人住民からは「外国人住民と交流する機会がない」といった声が寄せられており、外国人住民と日本人住民の交流・異文化理解の機会創出が必要である。また、外国人住民からは、仕事で重要だと考えることに「条件(賃金・待遇)」、「仕事の内容」の次に「暮らしやすい地域か」が挙げられており、日本人住民と外国人住民が共に暮らしやすい地域づくりに取り組んでいく必要がある。【再掲】

① 外国人材と地域との交流促進

- ・ 自治会やNPO等が行う外国人住民と日本人住民との交流イベントや、外国人住民の日本文化や県内の歴史・自然等の体験、日本語能力の向上など、外国人住民と日本人住民の交流を促進する取組等を支援する。
- ・ 企業が行う外国人材の受入体制の整備や外国人材と地域住民が交流する取組への支援を行う。
- ・ ベトナムの旧正月を祝うテトフェスタや送り出し国のイベントの開催・支援をとおして、外国人材と地域住民との交流を促進する。

② 外国人が暮らしやすい地域社会づくりの充実強化

- ・ 外国人住民が、在留資格や雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語による相談体制の充実を図る。【再掲】
- ・ 市町村等に出向く出張相談を実施するなど、相談窓口へ来ることが難しい外国人住民の相談ニーズに対応する。【再掲】
- ・ 災害発生時などの緊急時における外国人住民へのコミュニケーション支援や多言語化した情報発信の取組により、外国人住民の安心・安全を図る。【再掲】
- ・ 日本語・日本文化等理解講座を開催し、外国人住民の就労、生活におけるコミュニケーション能力の向上、文化・生活習慣の理解促進を図る。

- ・ 日本語ボランティアや災害時外国人支援ボランティアの養成講座の開催，市町村等への多文化共生アドバイザーの派遣等により，外国人住民をサポートする人材の育成を図る。
- ・ 市町村や企業，地域住民等を対象に「やさしい日本語」の周知を行うとともに，活用を促進する。

(5) 国・市町村・関係機関との連携

<現状・課題>

- ・ 外国人材の安定的な確保, 受入・定着に向けた取組みを推進しているためには, 国・県・市町村・関係機関が一体となって取組む必要がある。
- ・ 最近の来日外国人犯罪の全国的な特徴として, 海外在住の指示役からの指示に基づき, 本邦在留の実行役等が犯行に及ぶなどの国境を越えた組織的な犯行が増加し, 加えて, 秘匿性の高い SNS を利用した役割の細分化, SNS 上で面識のない外国人同士が知り合っただけで犯罪を敢行する組織の匿名化といった傾向がみられる。
- ・ 県警察においては, 来日する外国人材に対する犯罪被害の防止及び外国人コミュニティ(在留外国人が多く集住する地域をはじめ, 在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。)への犯罪組織の浸透の防止等を図ることが課題である。

① 国と連携した労働関係法令の遵守などの事業者への理解促進

- ・ 国の関係機関等と連携し, 労働関係法令の遵守や日本人労働者と同年以上の報酬の確保の徹底等について, 事業者の理解促進を図る。
- ・ 九州・沖縄地域の出入国在留管理庁をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関, 外国人技能実習機構等で構成される「技能実習法に係る九州・沖縄地域協議会」において, 相互の連携を図り, 地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築する。

② 鹿児島県開発促進協議会等による国への要望活動

- ・ 県開発促進協議会等により, 外国人材の受入れ及び活躍のための総合的対策の推進等にかかる国への要望活動を行う。(外国人材政策推進課)

③ 外国人材の安定的な確保, 受入・定着に向けた市町村等との連携強化

- ・ 国や市町村, 業界団体, 監理団体, 有識者等で構成する「かごしま外国人材受入活躍推進会議」を開催し, 外国人材の安定的な受入体制の整備, 安心して働き, 暮らせる環境整備等に向け, 関係機関の連携強化を図る。
- ・ 市町村や国等の関係機関で構成する「多文化共生社会推進会議」を開催し, 外国人が住みやすい地域づくりに向け, 関係機関の連携強化を図る。【再掲】
- ・ 市町村, 日本語教育団体及び国際交流団体等と連携して, 外国人住民を対象に, 身近な市町村における日本語教室等の開催を促進する。

- ・ 県警察においては、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティを対象として、関係行政機関、住民団体、企業等と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、「在留外国人に係る犯罪被害の防止」「外国人コミュニティへの犯罪組織の浸透の防止等」を図る。
- ・ 関係機関・団体等との連携の下、交通安全教室や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。